

未来へのかけ橋“子ども・若者”を
みんなで支え、育てるまち“もりおか”

盛岡市
子ども・若者育成支援計画

2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度

令和 2 年 3 月 中間見直し

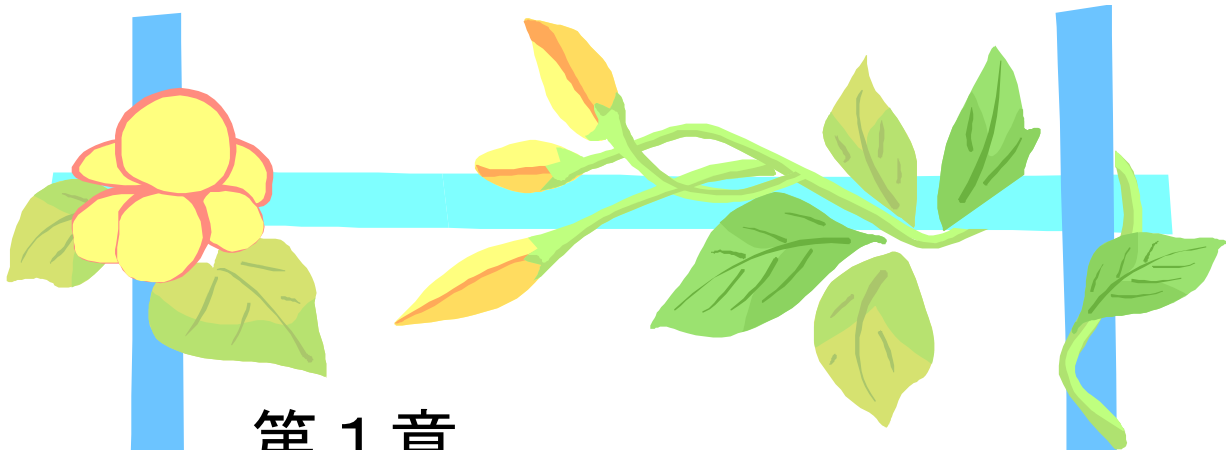
盛岡市

目 次

| | | |
|-------|--|----|
| 第 1 章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 第 1 節 | 計画策定の目的 | 2 |
| 第 2 節 | 計画の位置付け | 2 |
| 第 3 節 | 計画の期間及び名称 | 3 |
| 第 4 節 | 対象の範囲 | 3 |
| 第 2 章 | 現状と課題 | 4 |
| 第 1 節 | 現状 | 5 |
| 第 2 節 | 成果と課題 | 13 |
| 第 3 章 | 基本理念と基本目標 | 16 |
| 第 1 節 | 基本理念 | 17 |
| 第 2 節 | 基本目標 | 17 |
| 第 4 章 | 施策の展開 | 18 |
| 第 1 節 | 施策の体系 | 19 |
| 第 2 節 | 基本目標の達成に向けた施策の展開 | 20 |
| | 基本目標 1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】 | 20 |
| | （1）子ども・若者の自己形成支援 | |
| | （2）子ども・若者の社会参加支援 | |
| | （3）子ども・若者の健康と安心の確保 | |
| | （4）若者の就労支援 | |
| | 基本目標 2 困難を有する子ども・若者の自立を支援します【自立支援】 | 30 |
| | （1）困難な状況ごとの取組 | |
| | （2）子ども・若者の被害防止・保護 | |
| | 基本目標 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】 | 39 |
| | （1）社会全体で支える環境の整備 | |
| | （2）大人社会のあり方の見直し | |



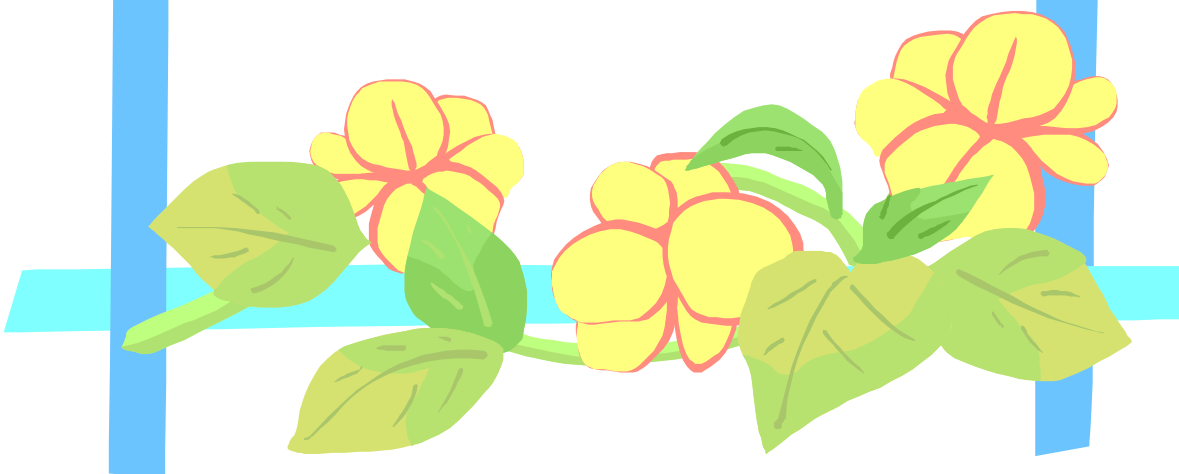
| | |
|---------------|----|
| 第5章 計画の推進に向けて | 44 |
| 第1節 計画の推進体制 | 45 |
| 第2節 計画の進行管理 | 45 |
| 巻末資料 | 46 |



第 1 章

計画の基本的事項

| | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 節 | 計画策定の目的 | 2 |
| 第 2 節 | 計画の位置付け | 2 |
| 第 3 節 | 計画の期間及び名称 | 3 |
| 第 4 節 | 対象の範囲 | 3 |



第1節 計画策定の目的

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、国では2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されました。また、同年7月には「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

こうした中、本市においても、2015（平成27）年度に、困難を抱える子ども・若者を中心に、全ての子ども・若者を対象とした2024（平成36）年度までの10年間を計画期間とする「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定し、ニート（若年無業者）等の若者に対する職業的自立支援や不登校の子どもへの相談支援など、各般の取組を推進してきたところですが、計画策定から5年が経過し、この間、国においては、2016（平成28）年2月に、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されたほか、児童虐待件数が増加していることやSNSにまつわる事件に巻き込まれる児童が増加していることなど、若者を取り巻く環境には変化が見られています。

このことから、これまでの5年間を振り返るとともに、時代の変化に対応した今後5年間の取組の方向性を示すため、盛岡市子ども・若者育成支援計画の中間見直しを行うこととしたものです。

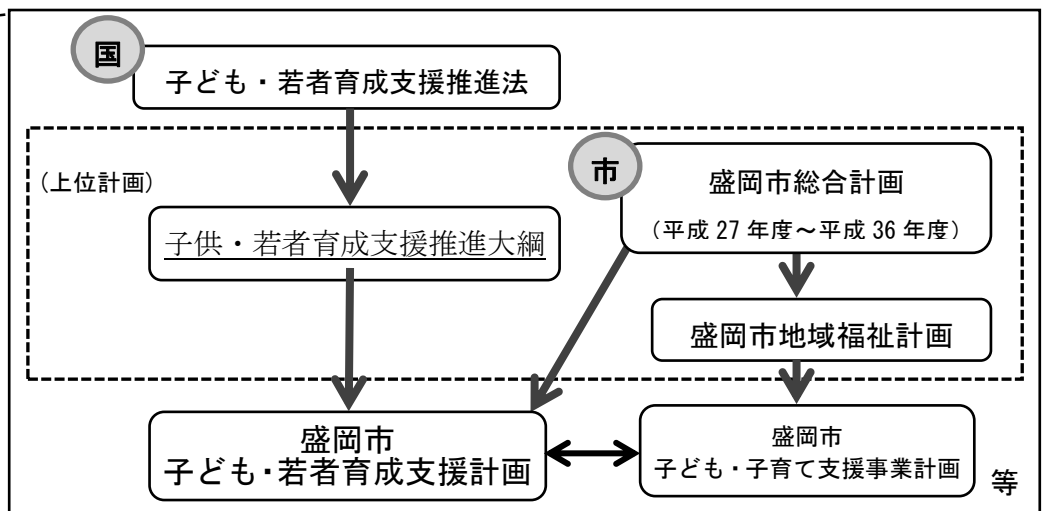
第2節 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子供・若者育成支援推進大綱」との整合を図ることとします。

また、子ども・若者育成支援に関する施策については、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの分野の壁を超え、互いに連携・協力して支援ができるよう包括的な計画とします。

なお、この計画は、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものです。

■本計画の位置付け



第3節 計画の期間及び名称

計画期間は、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの10年間とし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね5年を目途に見直しを行います。

名称は、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、「盛岡市子ども・若者育成支援計画」とします。

第4節 対象の範囲

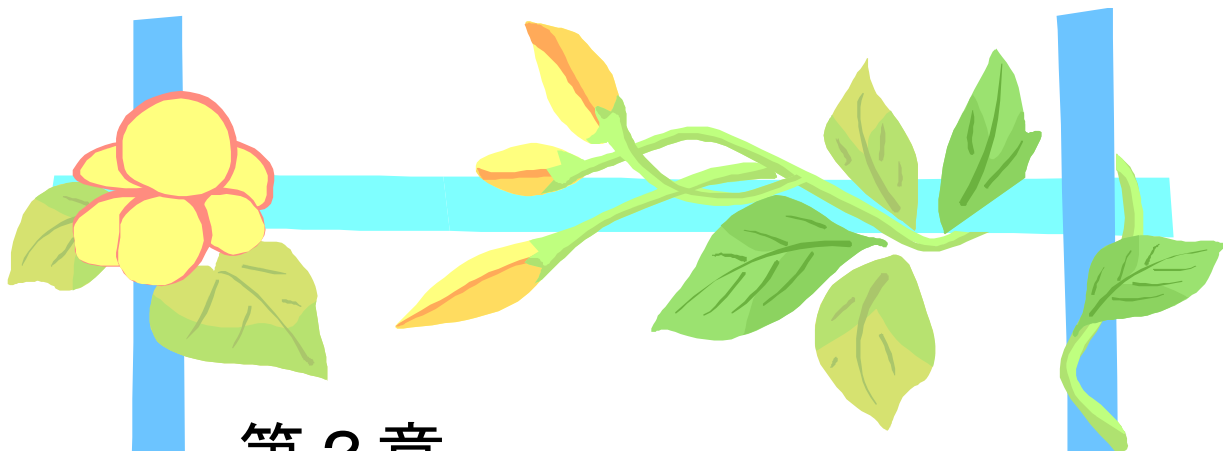
本計画の対象となる範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とします。

【法令等の呼称と年齢区分】

| 法令等の名称 | 呼称等 | 1 | 6 | 12 | 14 | 15 | 18 | 20 | 30 | 35 | 40 | |
|--------------------|--------|--------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 子ども・若者育成支援推進法(*1) | 子ども・若者 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 子ども・若者育成支援推進大綱(*2) | 青少年 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 子ども | 乳幼児期 | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | | 学童期 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 若者 | 思春期 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| | | 青年期 | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | | ポスト青年期 | | | | | | | | ■ | ■ | ■ |
| 児童福祉法 | 児童 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | |
| | 乳児 | ■ | | | | | | | | | | |
| | 幼児 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | |
| | 少年 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | |

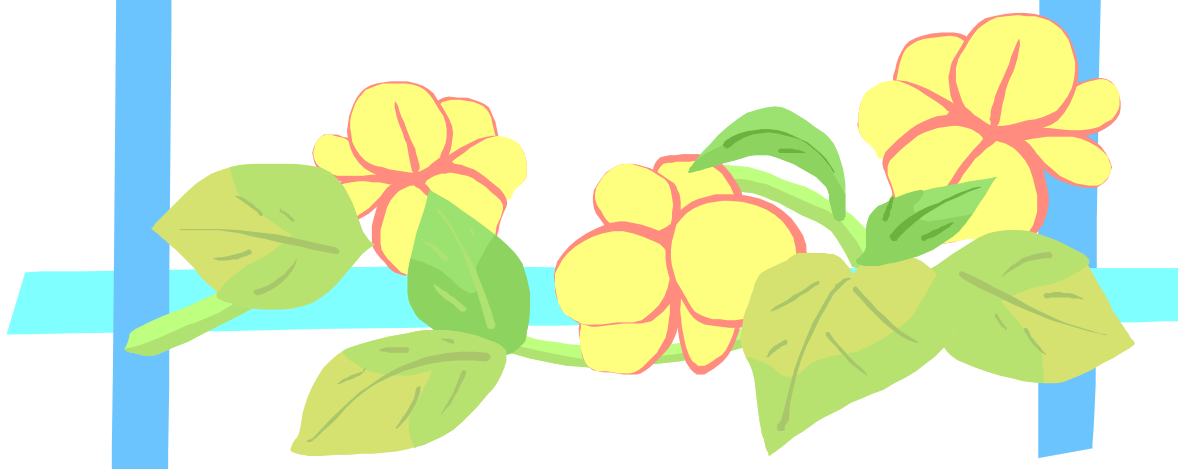
注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のものを含む」としている。

(*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の者を含む。



第2章 現状と課題

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1節 現状 | 5 |
| 1 少子化の進行 | |
| 2 子ども・若者の現状 | |
| 第2節 成果と課題 | 13 |
| 1 すべての子ども・若者の活躍支援の取組 | |
| 2 困難を有する子ども・若者の自立を目指す取組 | |
| 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境整備の取組 | |



第1節 現状

1 少子化の進行

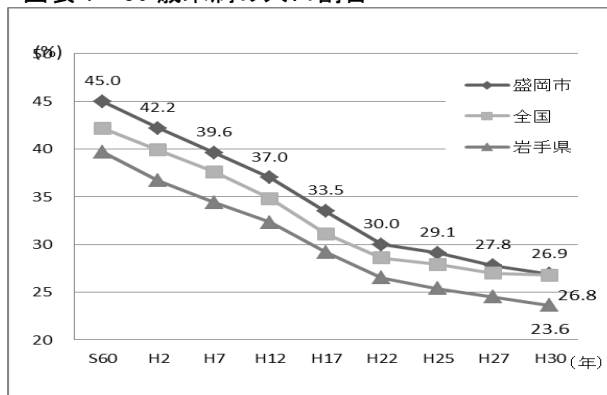
盛岡市の2015（平成27）年の国勢調査人口は297,631人です。

この人口は、今後減少が見込まれ、2025（平成37）年には281,820人になると予想されています。

盛岡市の30歳未満人口の割合を、全国及び岩手県と比較すると、減少傾向は同じですが、岩手県の割合が23.6%、全国が26.9%と本市より低くなっています。

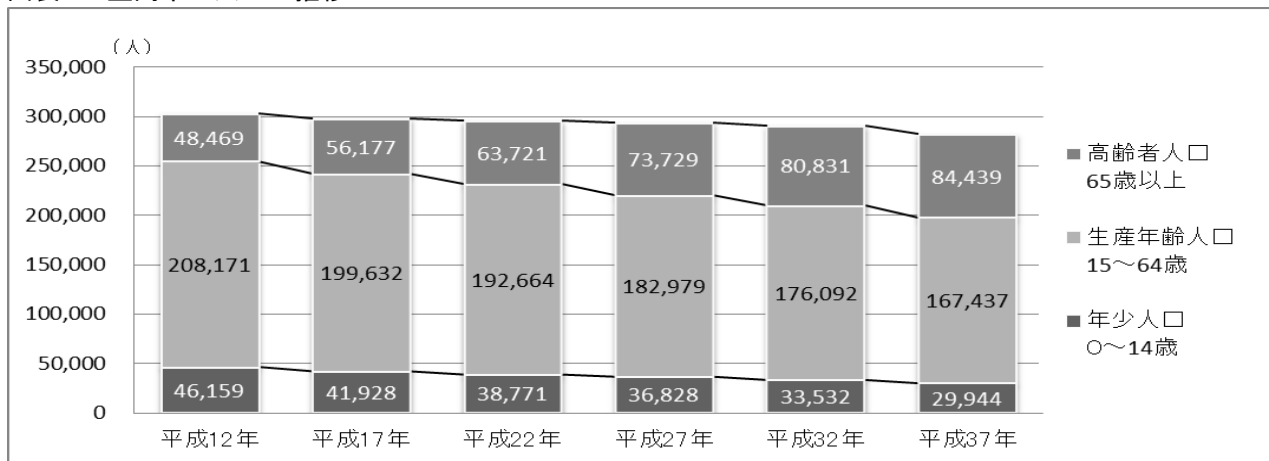
このことから、少子化が急速に進んでいることがわかります。

図表1 30歳未満の人口割合

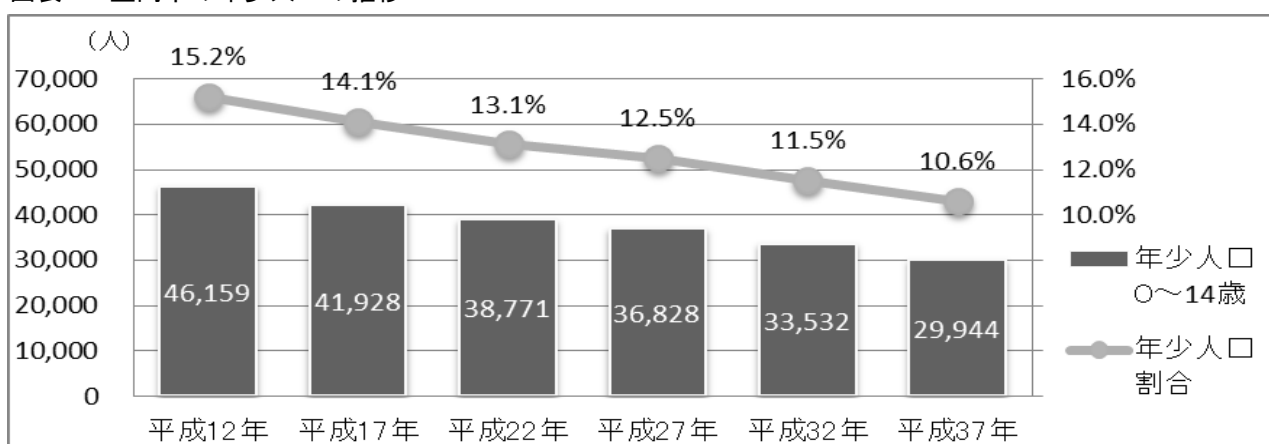


資料 総務省国勢調査・人口推計 岩手県人口移動報告年報より

図表2 盛岡市の人口の推移



図表3 盛岡市の年少人口の推移



資料 平成12年～平成27年は国勢調査 平成32年～平成37年は盛岡市総合計画より

(注) 2000（平成12）年、2005（平成17）年は旧玉山村の人口を加えている。

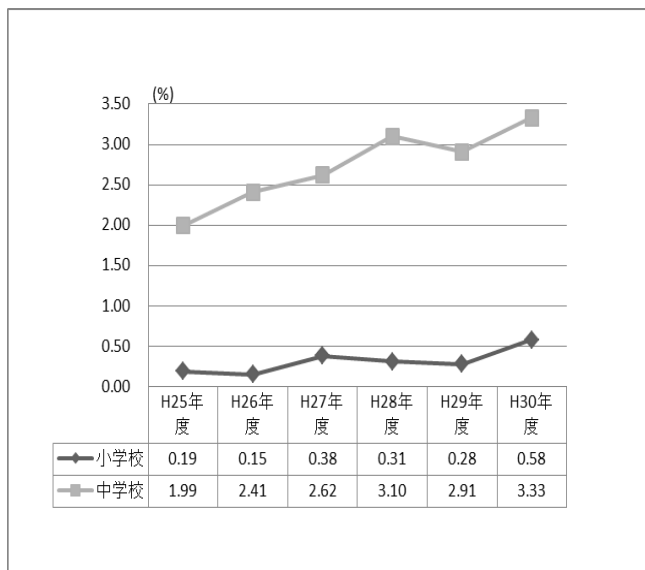
2 子ども・若者の現状

(1) 中学校に入り不登校となる子どもが多い

盛岡市立の小中学校で、不登校を理由に30日以上学校を欠席した児童生徒の割合は、2018(平成30)年度は小学校が0.58%、中学校が3.33%と増加傾向にあります。(図表4)

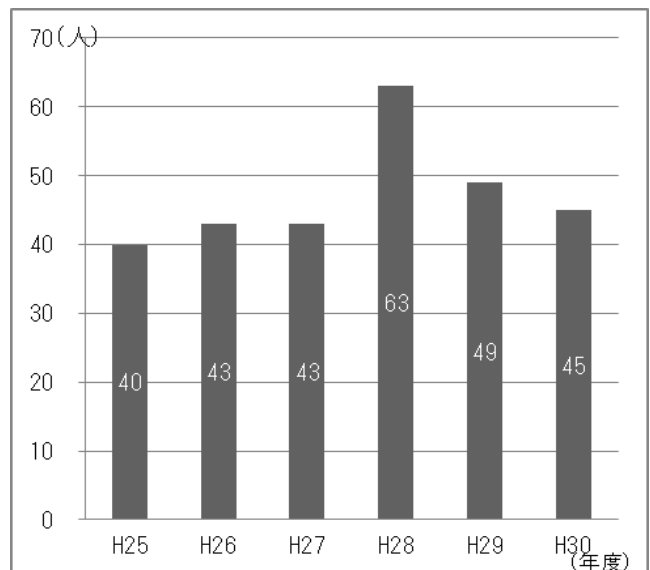
学年別の不登校児童生徒数は、中学2年生で多くなっています。(図表8,9) 中学1年生の不登校生徒数は、2016(平成28)年度に増加していますが、概ね横ばい傾向で推移しています。不登校の原因は、小学校では、「友人関係」「学業不振」「情緒不安」「無気力」が多く、中学校では「友人関係」「学業不振」「無気力」「情緒不安」が多くなっています。(図表7)

図表4 問題行動・不登校調査における不登校の出現率



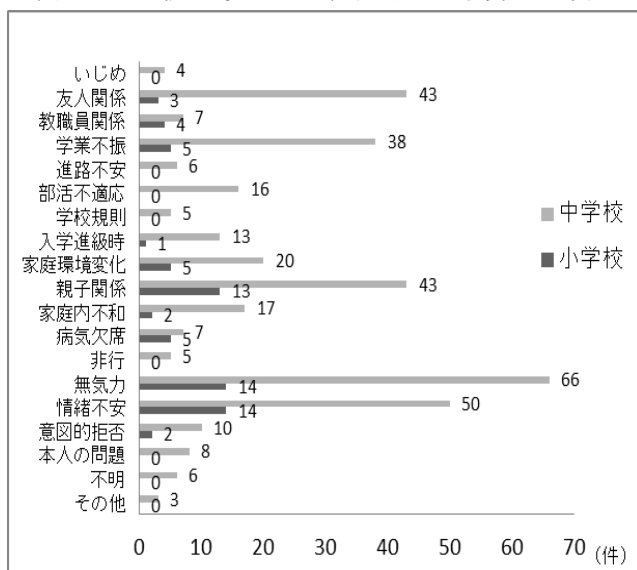
資料 盛岡市教育委員会

図表5 中1の不登校生徒数(年間30日以上)の推移



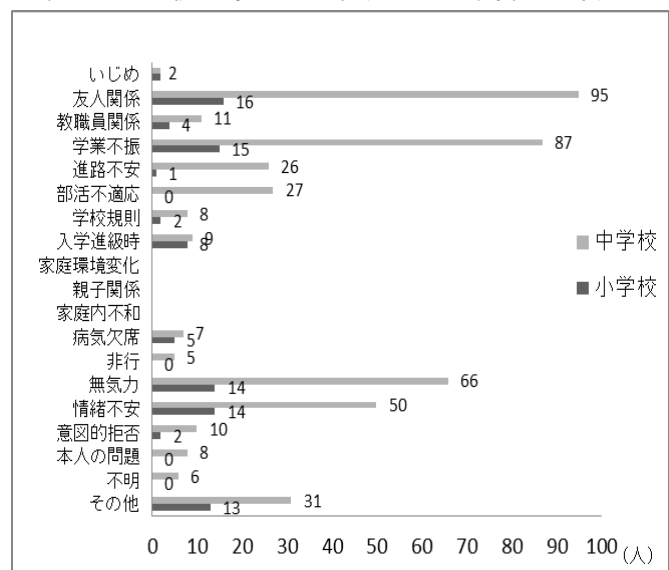
資料 盛岡市教育委員会

図表6 不登校の原因別人数(平成25年度盛岡市)



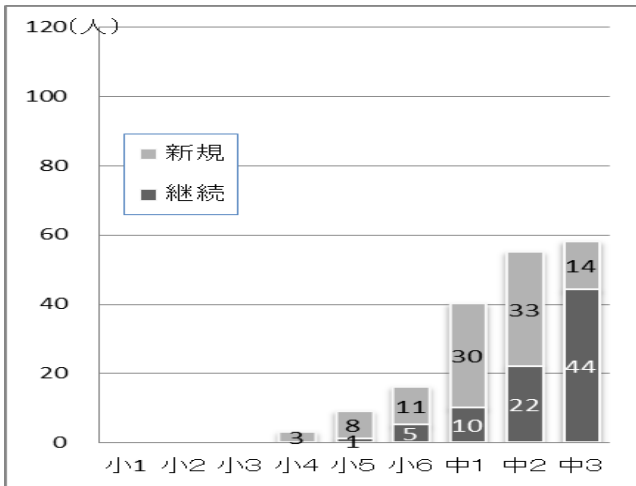
資料 盛岡市教育委員会

図表7 不登校の原因別人数(平成30年度盛岡市)



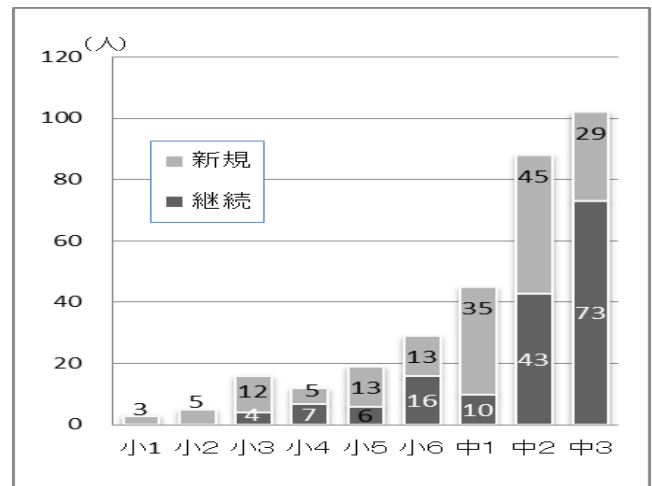
資料 盛岡市教育委員会

図表 8 学年別不登校児童生徒数(平成 25 年度)



資料 盛岡市教育委員会

図表 9 学年別不登校児童生徒数(平成 30 年度)



資料 盛岡市教育委員会

(2) 盛岡市のニート（若年無業者）数は約 1,700 人（15 歳～34 歳）

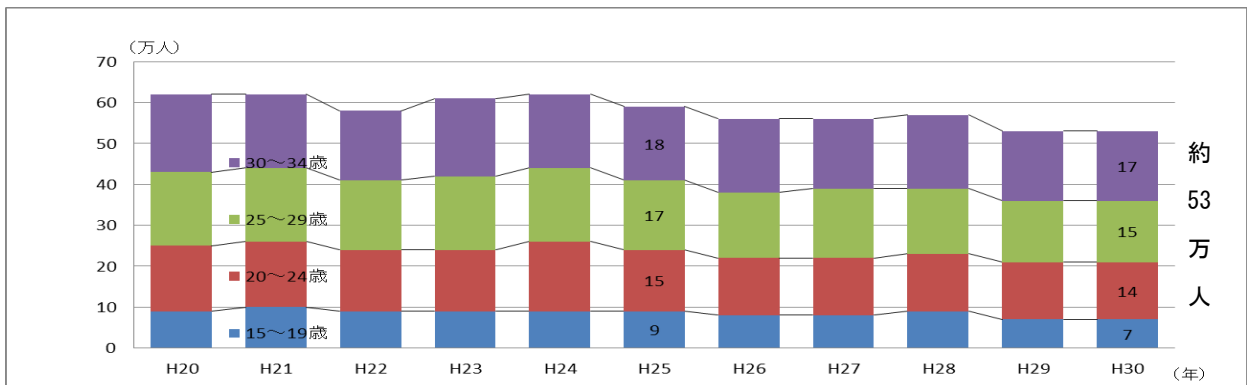
2018（平成 30）年の総務省の労働力調査によると、15 歳～34 歳までのニート数は約 53 万人となっています。

厚生労働省は、2007（平成 19）年から、「ひきこもり」や「ニート（若年無業者）」の職業的自立を促すための相談窓口として、地域若者サポートステーション事業を実施しています。

2017（平成 29）年に国が実施した就業構造基本調査によると、岩手県の 15 歳～34 歳のニート数は約 5,800 人で、15 歳～34 歳の人口に占める割合は 2.7%（全国は 2.3%）となり、2012（平成 24）年の前回調査と比べて 0.2 ポイント上昇しました。（図表 11, 12）

盛岡市の 2017（平成 29）年 10 月 1 日現在の 15 歳～34 歳の人口 60,763 人に岩手県のニートの割合 2.7%を使用して計算すると、本市のニート数は 1,640 人（15 歳～34 歳）と推計されます。（図表 12）

図表 10 ニート（若年無業者）数の推移（全国）



資料 総務省「労働力調査」

- (注) 1 ここでのいうニート（若年無業者）とは、15～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。
 2 2011（平成 23）年の数値は、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計。

図表 11 【ニート（若年無業者）数と割合（平成 24 年度）】

| | 15～34 歳人口 | ニート(若年無業者) (①+②) | ニート(若年無業者) | | ニート(若年無業者)割合 |
|--------|--------------|---------------------|-------------------|-----------|--------------|
| | | | 就業希望者のうち 非求職者① | 非就業希望者② | |
| 全国 | 27,114,200 人 | 617,400 人 | 285,700 人 | 331,700 人 | 2.3% |
| 岩手県 | 244,400 人 | 6,100 人 | 3,000 人 | 3,100 人 | 2.5% |
| 盛岡市(*) | 66,700 人 | (推計) 1,668 人 | — | — | 2.5% |

資料 (全国, 岩手県) 2012 (平成 24) 年 就業構造基本調査

(*) (盛岡市) 人口は岩手県人口移動報告年報 (2013 (平成 25) 年 10 月 1 日現在) とし, 岩手県の割合を使用し推計

図表 12 【ニート（若年無業者）数と割合（平成 29 年度）】

| | 15～34 歳人口 | ニート(若年無業者) (①+②) | ニート(若年無業者) | | ニート(若年無業者)割合 |
|--------|--------------|---------------------|-------------------|-----------|--------------|
| | | | 就業希望者のうち 非求職者① | 非就業希望者② | |
| 全国 | 25,534,100 人 | 598,800 人 | 246,700 人 | 352,100 人 | 2.3% |
| 岩手県 | 217,500 人 | 5,800 人 | 2,400 人 | 3,400 人 | 2.7% |
| 盛岡市(*) | 60,763 人 | (推計) 1,640 人 | — | — | 2.7% |

資料 (全国, 岩手県) 2017 (平成 29) 年 就業構造基本調査

(*) (盛岡市) 人口は岩手県人口移動報告年報 (2017 (平成 29) 年 10 月 1 日現在) とし, 岩手県の割合を使用し推計

(3) 就業を巡る問題でひきこもりになる人が多い

ひきこもりとは「仕事や学校に行かず, かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに, 6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい, 単一の疾患や障害の概念ではなく, 様々な要因が背景になって生じるもの (厚生労働省定義)」とされています。

内閣府の「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査)」によると, ひきこもりになったきっかけは, 「退職したこと」が最も多く, 次いで「人間関係がうまくいかなかったこと」「病気」「職場になじめなかった」が上位を占めており, 健康上の理由も多いものの就職活動でのつまずきや就職しても仕事になじめない等, 就業を巡る問題でひきこもることが多くなっています。(図表 16)

内閣府の「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査)」を, 盛岡市の 2018 (平成 30) 年 10 月 1 日現在の 15 歳から 39 歳までの人口 77,261 人に当てはめると, 盛岡市の狭義のひきこもりは 671 人, 準ひきこもりは 448 人, 狭義のひきこもりと準ひきこもりをたした広義のひきこもりは 1,119 人と推計されます。(図表 14)

図表 13 【ひきこもり群の定義と推計数（平成 22 年）】

| ひきこもり群 | | 有効回答数に 占める割合 | 全国推計数 | | 盛岡市推計数 | |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------|---------|-----------------|---------|---------------|
| 狭義の ひきこもり (a) | 普段は家にいるが、近所のコンビニなど には出かける | 0.40% | 15.3 万人 | 計 23.6 万人 | 351 人 | 計 535 人 |
| | 自室から出るが、家からは出ない | 0.09% | 3.5 万人 | | 79 人 | |
| | 自室からほとんど出ない | 0.12% | 4.7 万人 | | 105 人 | |
| 準ひきこもり (b) | ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事の時だけ外出する | 1.19% | 46.0 万人 | | 1,043 人 | |
| 広義のひきこもり (a)+(b) | | 1.80% | 69.6 万人 | | 1,578 人 | |

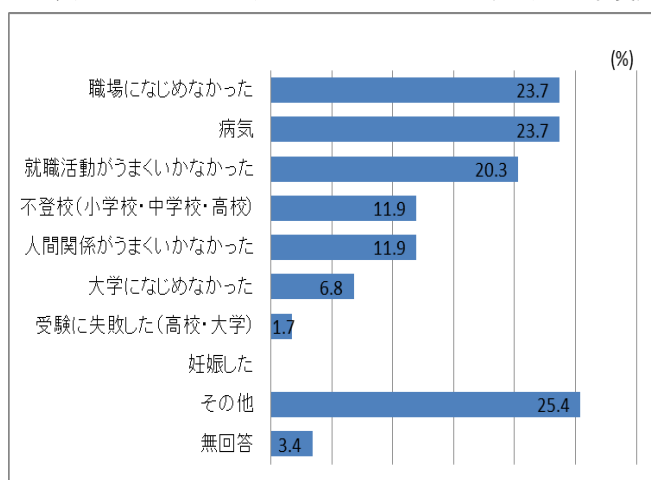
資料 内閣府 2010（平成 22）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

図表 14 【ひきこもり群の定義と推計数（平成 30 年）】

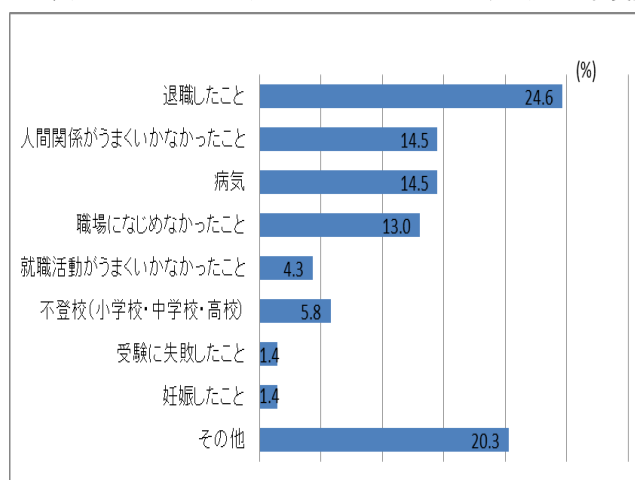
| ひきこもり群 | | 有効回答数に 占める割合 | 全国推計数 | | 盛岡市推計数 | |
|---------------------|---------------------------------------|-----------------|------------|--------------|---------|---------|
| 準ひきこ もり (a) | 普段は家にいるが、自分の 趣味に関する用事の時だけ 外出する | 0.58% | 19.2 万人 | | 448 人 | |
| 狭義のひ きこもり (b) | 普段は家にいるが、近所の コンビニなどには出かける | 0.65% | 21.5 万人 | 計 28.8 万人 | 502 人 | 計 671 人 |
| | 自室からは出るが、家から は出ない又は自室からほと んど出ない | 0.22% | 7.3 万人 | | 169 人 | |
| 広義のひきこもり (a) + (b) | | 1.45% | 48 万人 | | 1,119 人 | |

資料 内閣府 2018（平成 30）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

図表 15 ひきこもりになったきっかけ(平成 22 年度)



図表 16 ひきこもりになったきっかけ(平成 30 年度)



資料 内閣府 2010（平成 22）年、2018（平成 30）年「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(4) 増加する児童虐待

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加しており、全国で見ると2018（平成30）年度159,850件（速報値）となっています。（図表15）

2018（平成30）年度に岩手県福祉総合相談センターで受け付けた盛岡市の分の児童虐待の相談件数が411件、市で受け付けた児童虐待の相談件数が176件で、合わせて587件の相談がありました。（図表16）

虐待の種類は、殴る・蹴るなどの「身体的虐待」、言葉による脅し・無視などの「心理的虐待」、家に閉じ込める・食事を与えないなどの「ネグレクト」、子どもへの性的行為などの「性的虐待」に分類されます。

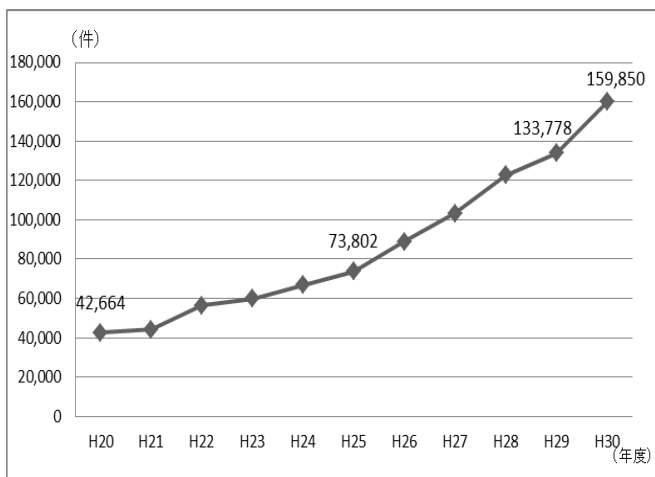
2018（平成30）年度の虐待種類内訳は、身体的虐待25.2%、心理的虐待55.3%、ネグレクト18.4%、性的虐待1.1%となっており、傾向としては身体的虐待やネグレクトの割合が減り、心理的虐待が増加しています。（図表17）

また、虐待を受けた年齢層は、小学生が一番多く、次いで乳幼児と続き、小学生以下が約8割を占めています。（図表18）

その傾向としては、低年齢児には心理的虐待やネグレクトが多く、年齢が上がるにつれ、身体的虐待や性的虐待が増えてきています。

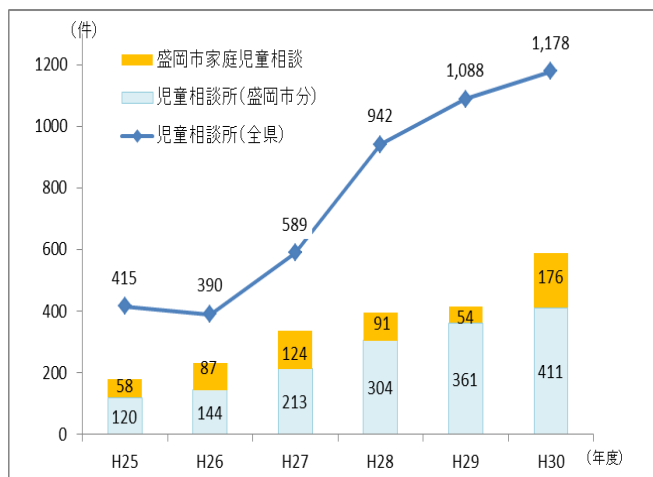
児童虐待は、全国的に増加しており、児童相談所の広報啓発により、発見し通報しやすくなったためと思われる一方、死亡事案も後を絶たないことから、早期発見・早期対応による虐待の防止対策が急務となっています。

図表15 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数(全国)



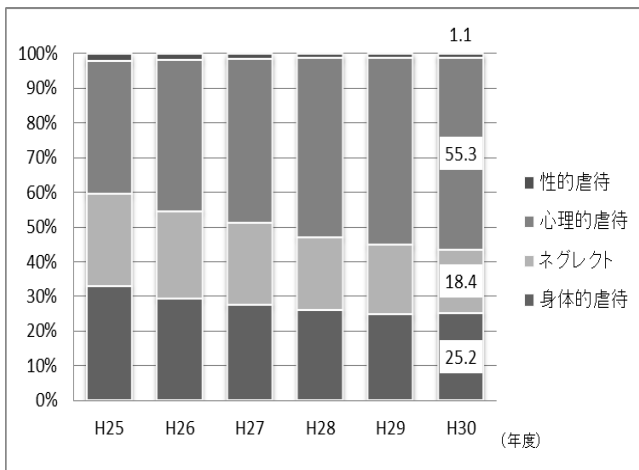
資料 厚生労働省「福祉行政報告例」, 2018(平成30)年度は速報値

図表16 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数(岩手県・盛岡市)



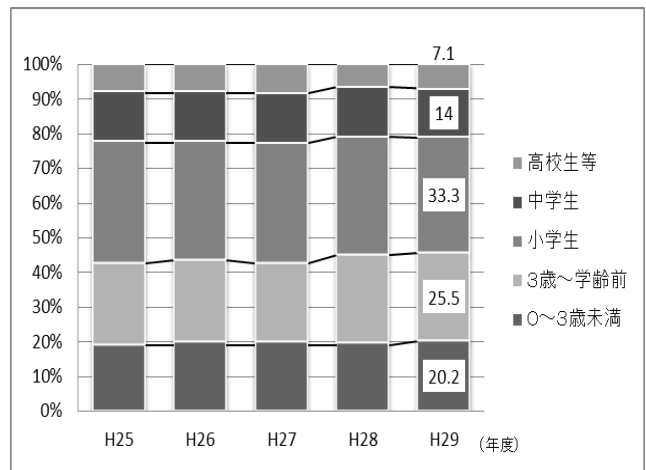
資料 盛岡市子ども青少年課, 岩手県福祉総合相談センター

図表 17 相談種別構成割合(全国)



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」, 2018(平成 30)年度は速報値

図表 18 被虐待者の年齢別構成割合(全国)



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

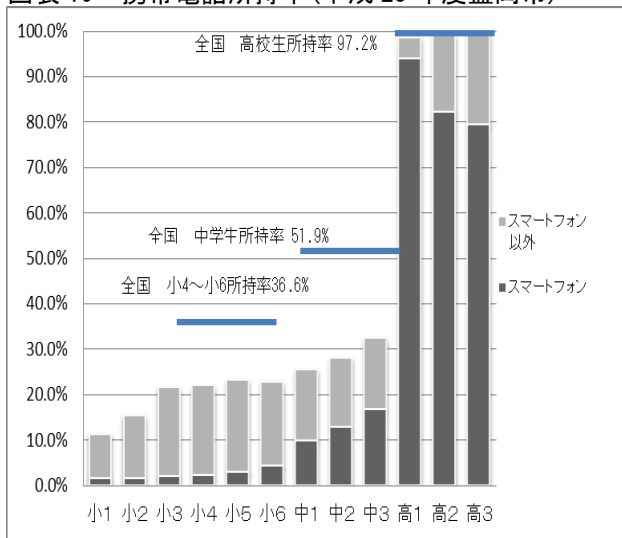
(5) スマートフォンの使用状況

2018(平成 30)年に盛岡市教育委員会が、市立小・中学校、市立高等学校で携帯電話等の利用にかかわる調査を実施した結果、スマートフォンの所持率は小学生で 16.7%、中学生で 46.0%でした。市立高校生ではほぼ全員が所持していました。(図表 20)平成 25 年度の調査時と比較すると、スマートフォンの所持率は小学生、中学生、高校生全てにおいて増加しています。(図表 19)

また、盛岡市における小学生・中学生の携帯電話やインターネットでのトラブル被害は、平成 25 年度、30 年度においても、メールに関するトラブル被害が多く、中学校において急激に増加する傾向が見られました。(図表 21, 22)

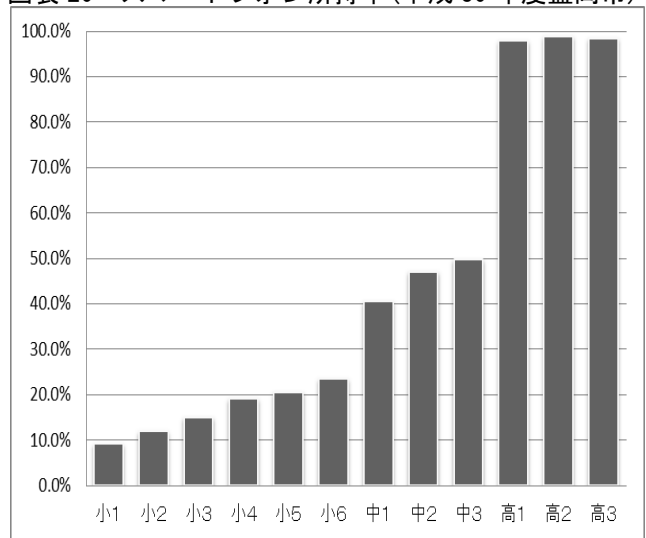
さらに、平成 30 年度において、出会い系等によるトラブル被害も小学校で 7 人、中学校で 15 人いることがわかりました。(図表 22)

図表 19 携帯電話所持率(平成 25 年度盛岡市)

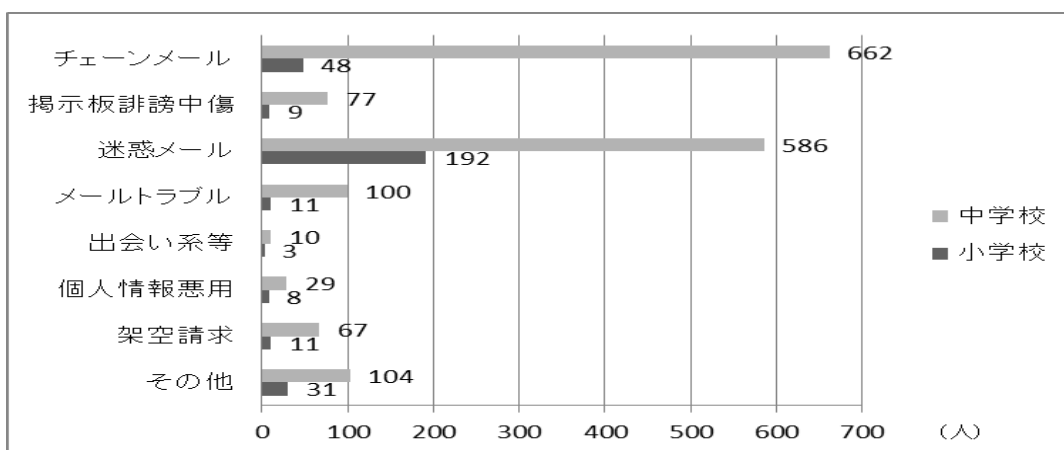


資料 (盛岡市) 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」(2013(平成 25)年), (2018(平成 30)年)より, (全国) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」より

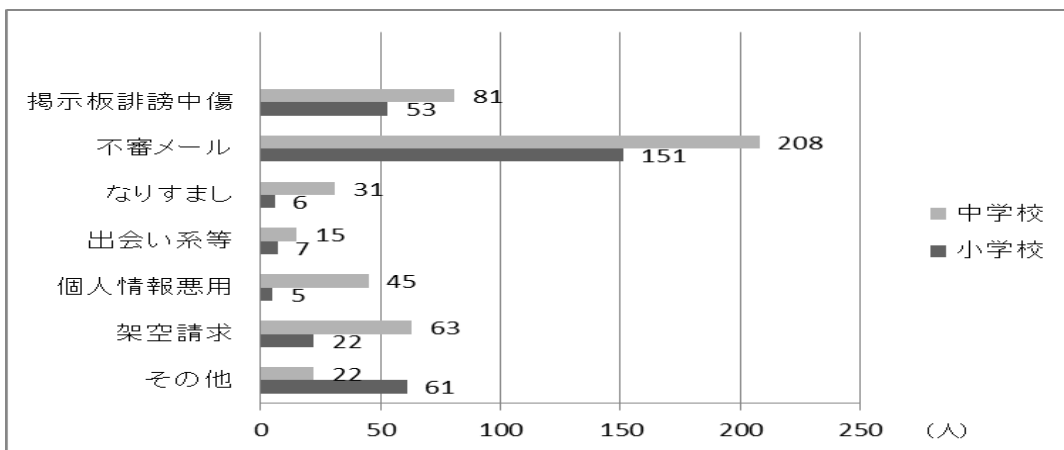
図表 20 スマートフォン所持率(平成 30 年度盛岡市)



図表 21 トラブル被害内容別総数（平成 25 年度盛岡市）



図表 22 トラブル被害内容別総数（平成 30 年度盛岡市）



資料 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」（2013（平成 25）年），（2018（平成 30）年）

第2節 成果と課題

盛岡市では、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までの10年間を計画期間とする「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定し、「多くの主体が連携・協力して“子ども・若者”一人ひとりに寄り添い、すべての“子ども・若者”が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”」の基本理念の下、各般の取組を推進してきました。取組の中間年を迎えるに当たり、これまでの5年間の取組の成果と課題を整理します。

基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します

(1) 子ども・若者の自己形成支援

子ども・若者の成長過程において、基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、課題解決していく体験はとても大切であり、また、社会生活を営む上で規範意識の醸成も重要であることから、子ども・若者が自己を確立し、自分らしく生きられるよう、日常生活能力の習得、多様な活動機会の提供や学力・体力・情報活用能力の向上の施策を通じて、自己形成を支援してきました。

食育や教育振興運動をとおして「早寝、早起き、朝ごはん」の保護者への意識啓発に取り組んできており、成果指標となっている朝食をとっている小学5年生、中学2年生の割合ともに平成30年度は目標を達成しています。

(2) 子ども・若者の社会参加支援

子ども・若者が、社会の一員として社会形成への参画や、地域活動、ボランティア活動、国際交流活動などに参加することは、自己形成や国際的視野の醸成に資するだけではなく、社会全体の活性化にもつながることから、必要な教育の推進や参加機会の確保などの支援を行ってきました。中学生ビクトリア市研修事業や平成29年度に実施した中高生の未来可能性創出事業などの取組により、子ども・若者が社会参加しやすい機会の創出に努めました。

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

妊娠・出産に始まり、心身ともに急速な発達をする乳幼児期、子どもから大人へ変化する思春期、社会的自立を遂げる青年期まで、すべての子ども・若者が健康と安心を確保できる多面的な施策に取り組んできました。平成28年度に、妊娠期・出産期の相談等に応じる「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

成果指標である「ママの安心テレホン」、 「子育て相談」相談者延べ人数については、概ね計画どおりの達成度となっていますが、母親の育児不安や孤立した育児の問題等が増加しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。

(4) 若者の就労支援

市の取組である「もりおか就職面談会」の開催や県が設置している「ジョブカフェいわて」と連携して、35歳未満の若年者を対象とした就労支援を行ってきました。若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけでなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要であることから、一人でも多くの若者が就労につながるよう様々な取組を推進していく必要があります。

基本目標 2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します

(1) 困難な状況ごとの取組

子ども・若者が有する困難は多岐にわたり、その程度は一人ひとり異なっています。また、複合的な困難を有する場合、様々な分野が連携した支援が必要なことから、行政機関や民間の支援団体など多分野にわたる社会資源を活用しながら、困難を有する子ども・若者に対する支援体制の確立を目指し、取り組んできました。

ニート（若年無業者）等の若者への支援では、国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」と連携して、職業意識の啓発やカウンセリングを行いながら、就労支援を行ってきました。今後についても、一人でも多くの若者が就労につながるよう、支援を行っていく必要があります。

ひきこもりへの支援については、県が平成30年度に実施した「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」によると、ひきこもり状態と見られる方の数は1,616人で、そのうち15歳以上30歳未満の引きこもり者は576人(35.6%)と高い割合となっていることから、地域を知る方々の協力を得ながら、引き続き早期発見・早期支援の取組を進めていく必要があります。

不登校等の子ども・若者の支援については、小学校・中学校における不登校の出現率はともに増加傾向にあり、成果指標の達成度も低い状況となっておりますが、一方で適応指導教室通級児童生徒の学校復帰率については、平成30年度において目標値を達成しています。今後についても、新規不登校児童・生徒の抑制と「絆づくり」や「居場所づくり」を通じた魅力ある学校づくりの取組を徹底していく必要があります。

障がいのある子ども・若者への支援については、盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき、障がいのある子ども・若者の自立や身近な地域で安心して生活できるよう、様々な支援を提供してきました。近年、発達障がい（疑いも含む）の子どもが増加しており、相談ニーズも高まっている状況の中、子どもとその保護者が早期に支援につながるためのワンストップの専門相談窓口の設置が求められています。

子どもの貧困問題への対応については、平成30年3月に、子どもの貧困対策実行計画である「盛岡市子どもの未来応援プラン」を策定し、「すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現」の基本目標の下、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。学習支援事業の拡充による利用者数の増加、生活保護世帯の進学率の向上、ひとり親家庭への相談体制の充実や子ども食堂などの民間団体の取組の増加など、計画に基づく取組はこの3年間で着実に広がりを見せていますが、子どもの教育や日常生活に係る経済的支援へのニーズがあること、また、困窮状態に陥っている家庭は社会的に孤立していることが少なくないため、関

係機関と連携した切れ目のない支援を継続して実施していく必要があります。

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の防止については、虐待の発生予防や早期発見、早期対応等のために岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携強化を図るとともに、健康診査や保健指導等の母子健康活動、乳児家庭全戸訪問事業などに取り組み、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努め、支援を行ってきました。

特に、平成 28 年度には子育て世代の支援を行う子育て世代包括支援センターを開設し、平成 30 年度には子どもの養育に関する相談への対応や援助を行う子ども家庭総合支援センターを開設、この二つの窓口を子ども未来ステーションとして位置付け、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めてきました。児童虐待は全国的に増加しており、死亡事案も発生していることから、引き続き保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関の連携を強化しながら、早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

基本目標 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます

(1) 社会全体で支える環境の整備

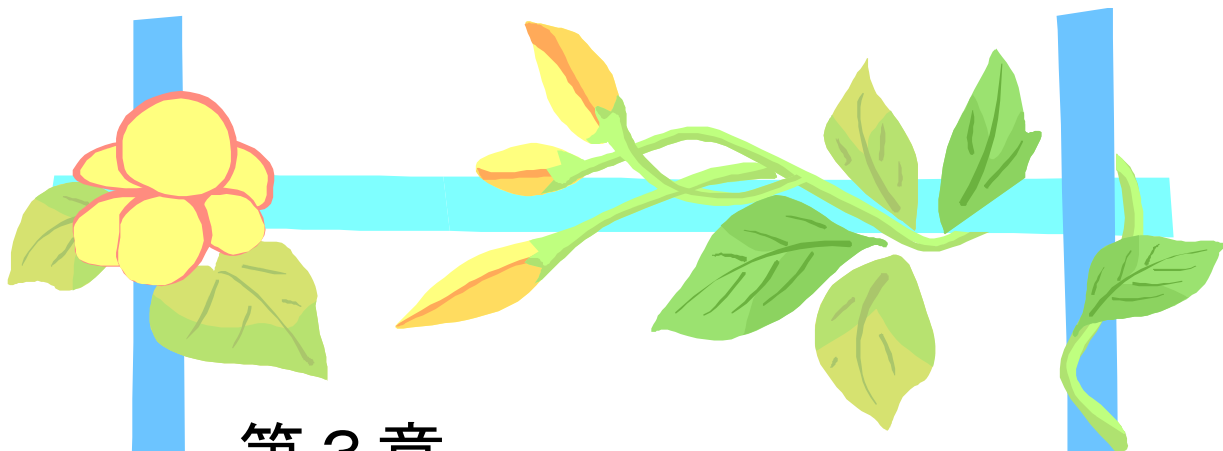
多様な主体による取組の推進においては、複合的な困難を抱えた子ども・若者からの多様な相談に応じるためのネットワークとして、「もりおかユースネット」により、団体相互の情報提供・情報共有など連携を深めており、登録団体数は 25 団体となっています。

子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応については、スマートフォンや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な浸透により、中高生のネット依存(厚生労働省研究班調査)や犯罪被害(P12 図表 22)に巻き込まれるなどのトラブルが増加していることから、子ども・若者の被害を予防する取組を推進していく必要があります。

(2) 大人社会のあり方の見直し

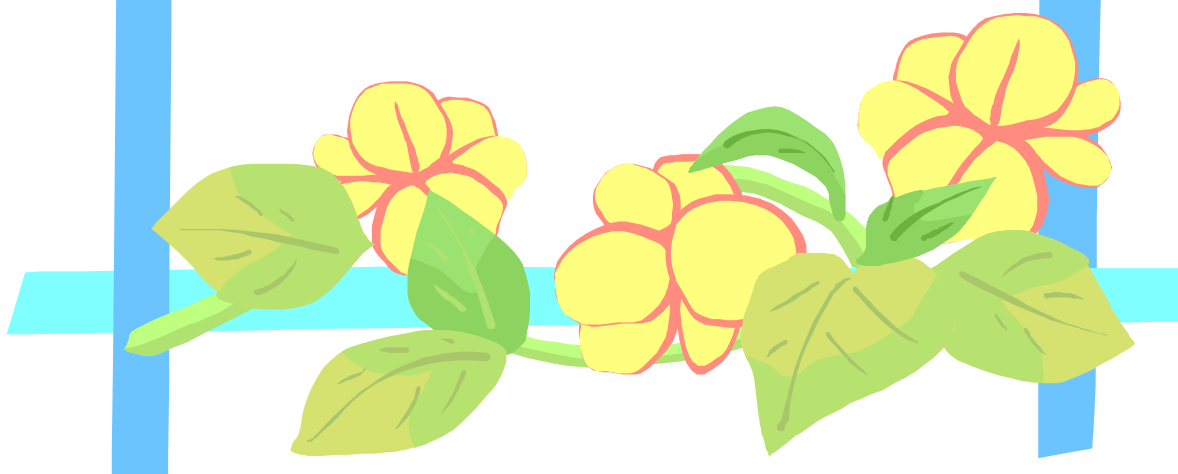
ワーク・ライフ・バランスの実現の取組については、市内企業の経営者や人事担当者などを対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する講座など開催したほか、公募により選定した「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業」に対し、個別コンサルティングを実施することにより、本市の働き方改革の推進において中心的役割を果たすことができるリーディング企業を育成するとともに、報告会を開催しモデル企業の取組成果や知見を市内企業等に広く共有してきました。

県の統計によれば、県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率は、母親が 84.3%、父親が 2.7%となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を更に推進していく必要があります。



第3章 基本理念と基本目標

| | | |
|-----|------|----|
| 第1節 | 基本理念 | 17 |
| 第2節 | 基本目標 | 17 |



第1節 基本理念

国の「子供・若者育成支援推進大綱」においては、次の5つの基本的な方針を掲げています。

- 1 全ての子ども・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援
- 3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備
- 4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成
- 5 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

本市では、この5つの基本的な方針を踏まえながら、子ども・若者の自立を支援し、活躍できるまちづくりを目指すという決意を込めて、基本理念を次のとおりとします。

多くの主体^(※)が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。

また、この基本理念の実現を目指すためのスローガンを

未来へのかけ橋“子ども・若者”を みんなで支え、育てるまち“もりおか”

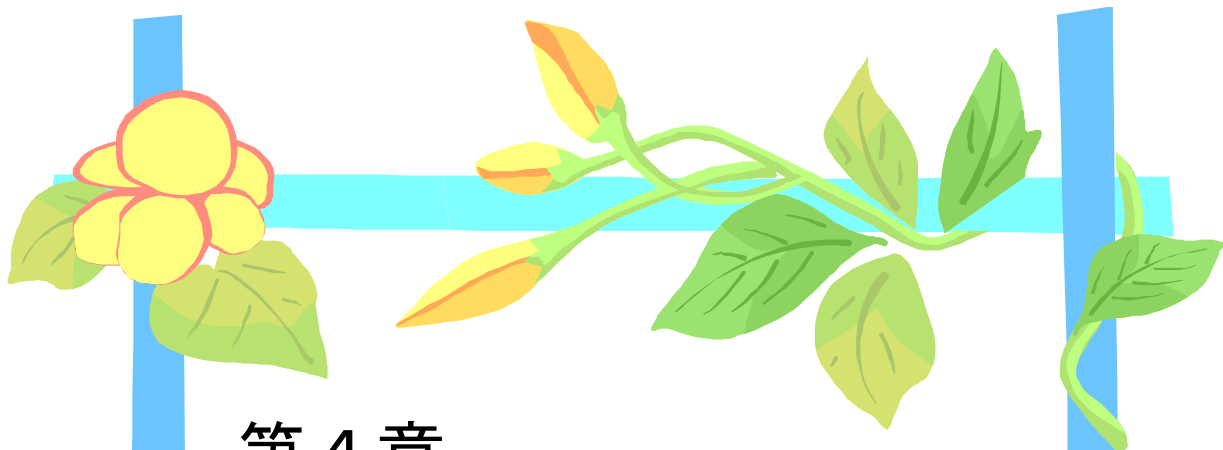
とします。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

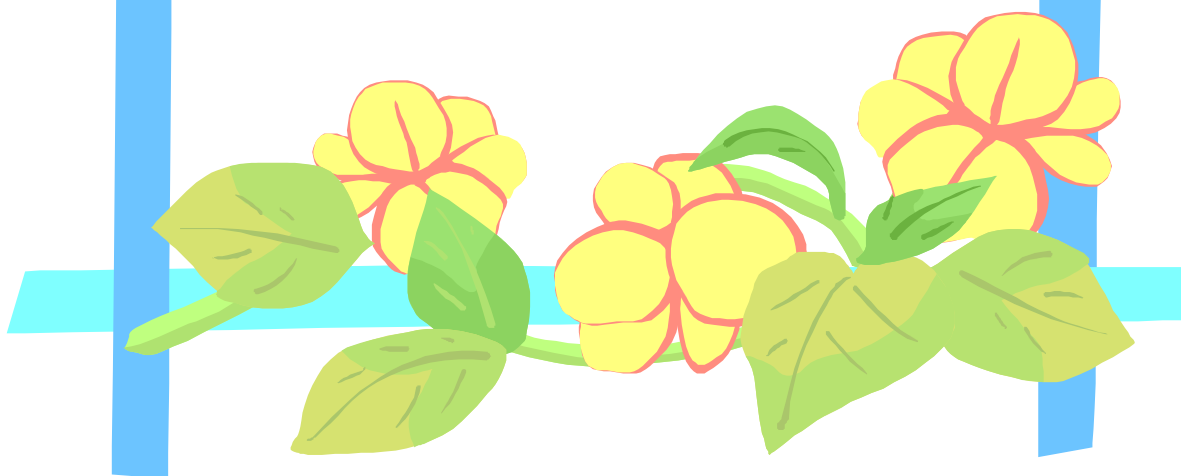
- | | | |
|--------|-----------------------------------|--------|
| 基本目標 1 | すべての子ども・若者の活躍を支援します | 【活躍支援】 |
| 基本目標 2 | 困難を有する子ども・若者の自立を目指します | 【自立支援】 |
| 基本目標 3 | 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える 環境を整えます | 【環境整備】 |

(※) 「多くの主体」とは、子ども・若者自身、学校、地域、家庭、行政、企業、NPOなど子ども・若者に関わる全てをいう。



第4章 施策の展開

- 第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・19
- 第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開・・・20



第1節 施策の体系

第3章で掲げた3つの基本目標を達成するため、次の体系のもとで施策の展開を図っていくこととします。

| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向性 | |
|--|--------------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】 | (1) 子ども・若者の自己形成支援 | ア 日常生活能力の習得 | |
| | | イ 多様な活動機会の提供 | |
| | | ウ 学力・体力・情報活用能力の向上 | |
| | (2) 子ども・若者の社会参加支援 | ア 社会形成への参画支援 | |
| | | イ 社会参加の促進 | |
| | | ウ 国際交流・国際理解の促進 | |
| | (3) 子ども・若者の健康と安心の確保 | ア 健康の確保・増進 | |
| | | イ 相談体制の充実 | |
| | (4) 若者の就労支援 | ア 就業能力・意欲の向上 | |
| | | イ 就労等支援の充実 | |
| | 2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】 | (1) 困難な状況ごとの取組 | ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援 |
| | | | イ 障がいのある子ども・若者への支援 |
| ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 | | | |
| エ 子どもの貧困問題への対応 | | | |
| オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援 | | | |
| (2) 子ども・若者の被害防止・保護 | | ア 児童虐待防止対策 | |
| | | イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策 | |
| | | ウ いじめ被害、自殺対策 | |
| | | エ 児童虐待、犯罪被害者対策 | |
| 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます 【環境整備】 | | (1) 社会全体で支える環境の整備 | ア 家庭、学校及び地域の連携強化 |
| | | | イ 多様な主体による取組の推進 |
| | | | ウ 地域における多様な担い手の育成 |
| | | | エ 子育て支援等の充実 |
| | | | オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 |
| | (2) 大人社会のあり方の見直し | ア ワーク・ライフ・バランスの実現 | |
| | | イ 人権意識の向上 | |

第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開

基本目標1 **すべての子ども・若者の活躍を支援します** 【活躍支援】

【基本施策】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

子ども・若者の成長過程において、基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、課題解決していく体験はとても大切です。

また、社会生活を営む上で規範意識の醸成も重要です。子ども・若者が自己を確立し、自分らしく生きられるよう自己形成を支援します。

《施策の方向性》

ア 日常生活能力の習得

- 基本的な生活習慣の形成
 - ・ 早寝早起きなど規則正しい習慣を身に付けて、十分な睡眠をとることは、子ども・若者の健全育成に不可欠であることから、家庭と学校が連携し、子ども・若者の基本的な生活習慣を身に付ける取組を推進します。
 - ・ 盛岡市第三次食育推進計画（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）に基づき、健康・教育・食の循環の三つの視点により第二次計画の成果と課題を踏まえた食育の取組を、家庭・行政・学校・地域・生産者・食育関係者等とともに推進します。
- コミュニケーション能力や規範意識等の向上
 - ・ 大人の規範意識の希薄化により、家庭での規範意識の伝達が不十分であると言われています。
子ども・若者が社会生活を営む上で必要なマナーやルールを身につけるために、家庭、学校、地域が一体となって非行防止などの取組を推進します。
 - ・ 社会性を育てる発表や討論などの学習機会を増やし、道徳教育の充実を図ります。
 - ・ 集団宿泊体験等の活動を通じて、規範意識を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

イ 多様な活動機会の提供

- 地域での多様な活動
 - ・ 環境学習，自然体験，集団宿泊体験，ボランティア，スポーツ，芸術・伝統文化など様々な活動の機会を提供します。
 - ・ 世代間・地域間交流等の多様な活動の機会を提供します。
 - ・ 農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに，家族ぐるみの交流や子ども団体，修学旅行受入れ等を推進します。
- 生涯学習への対応
 - ・ 生涯にわたり学ぶ意欲を持ち続けられるよう，多様なニーズ及び少子高齢社会や地域環境等の現代社会の課題に対応する学習機会を提供し充実を図ります。
 - ・ 女性は，結婚や出産等で離職や非正規雇用となる場合があるなど，安定した雇用が得にくいことから，特に職業的スキルを習得するための学習機会の充実を図ります。
- 読書活動の推進
 - ・ 子ども・若者が，読書を通じて感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かにするよう読書活動のさらなる推進に努めます。

ウ 学力・体力・情報活用能力の向上

- 基礎学力の確立
 - ・ 小中学校段階において，基礎学力を身につけるため，どの子にもわかる授業の実践に努めます。
- 体力の向上
 - ・ 体育の授業や校外スポーツ活動により，体力を向上させ，健康の保持・増進を図ります。
また，心身の健全な発達，精神的な充足感の獲得，コミュニケーション能力の向上などスポーツの持つ機能・役割を多面的に活用した取組を推進します。
- 学校教育における情報化の推進
 - ・ 情報通信技術を活用して，子ども同士が教え合い学び合うなど，双方向でわかりやすい授業の実現に努めます。
 - ・ 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう環境を整えます。

○ 学校・地域の連携

- ・ 「児童・生徒，家庭，学校，地域社会，行政の五者が連携を図り，それぞれの役割と責任を明確にしながら，地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
- ・ 身近でスポーツに取り組むことができるように，地域のスポーツ活動の拠点となる学校体育施設を開放します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の社会参加支援

子ども・若者が、社会の一員として社会形成への参画や、地域活動、ボランティア活動、国際交流活動などに参加することは、自己形成や国際的視野の醸成に資するだけでなく、社会全体の活性化にもつながることから、必要な教育の推進や参加機会の確保などの支援を行います。

《施策の方向性》

ア 社会形成への参画支援

- 社会形成・社会参加に関する教育の推進
 - ・ 社会の一員として自立し、社会に積極的に参加するために必要な教育（情報教育、国際理解教育、消費者教育等）を推進します。
 - ・ 新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの自覚を喚起し社会への参加意識を高めるため、成人のつどいを開催します。
- 子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・ 政策形成過程への参画促進のため、ワークショップなど様々な機会の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会を確保します。
 - ・ 子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、若者が参画しやすい機会を創出します。

イ 社会参加の促進

- ボランティアなど社会参加活動の推進
 - ・ ボランティア活動を通じて市民性・社会性を育み、また、地域の一員として地域活動への参画を促すため、参加機会の拡充などの支援を行います。

ウ 国際交流・国際理解の促進

- 国際交流活動の推進
 - ・ 若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、海外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流機会の提供を行います。
 - ・ 姉妹都市との教育や文化、スポーツ等の交流を通じて、市民主体の国際交流活動を推進します。

○ 国際理解教育の推進

- ・ 外国籍市民や留学生との交流を図り，異文化体験の機会の提供を行います。
- ・ 中学生及び教員の海外派遣，短期留学生の受入れを推進し，海外での生活や留学生との交流を通して，国際理解教育の推進に努めます。

【基本施策】

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

妊娠・出産に始まり、心身ともに急速な発達をする乳幼児期、子どもから大人へ変化する思春期、社会的自立を遂げる青年期まで、すべての子ども・若者が健康と安心を確保できる多面的な施策に取り組みます。

《施策の方向性》

ア 健康の確保・増進

- 小児医療の充実
 - ・ 妊産婦健康診査等により安全で安心な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。
- 思春期特有の課題への対応
 - ・ 心身の機能の発達と心の健康について理解させるよう、学習指導要領に準じて、男女の性差の違いを踏まえた指導を行います。
 - ・ 性に関する知識を習得することで、望まない妊娠や性感染症を未然に防ぎます。また、援助交際などの買春や児童ポルノの被害にあわないよう予防啓発を行います。
 - ・ 未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させるなど、各種の取組を推進します。
- 健康教育の推進
 - ・ 心の健康については、自ら援助希求行動につながるように精神科医師と学校へ出向き「SOSの出し方教室」等を開催します。また、心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識について、専門家の協力も得ながら健康教育の充実と推進を図ります。

イ 相談体制の充実

- 学校における相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の充実を図ります。
- 地域における相談、医療機関への対応
 - ・ 地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談体制の充実や、医療機関との連携を図ります。

○ 行政における相談の実施

- ・ 母子の支援として「ママの安心テレホン」，「子育て相談」や「乳児家庭全戸訪問」等，児童虐待等の相談を受ける「家庭児童相談」，教育に関する相談を受ける「子ども教育相談」，少年の悩みに対応する「少年相談」，児童生徒の相談に対応する「メール相談」等，状況に応じた専門的な相談を実施します。
- ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ，行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し，自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。

【基本施策】

(4) 若者の就労支援

子ども・若者が成長過程の適切な時期に、勤労観・職業観を養うとともに、低学力、マナーの欠如、経済的困難など就労を阻害する要因を取り除き、支援することが必要です。

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけでなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要です。

《施策の方向性》

ア 就業能力・意欲の向上

- 職業的自立に必要な能力の形成
 - ・ 経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、発達段階に応じたキャリア教育等を推進します。
- 能力開発
 - ・ 就職を支援するため、就職を希望する学生・生徒が、在学中に事業所で就業体験を行うことにより、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図るとともに、就職後の職業への適応力を高めるためのインターンシップを効果的に活用します。

イ 就労等支援の充実

- 高校生等に対する就職支援
 - ・ 就職を希望する高校生に対し、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深めるとともに、就職に役立つ能力を高めるための研修を行う「高校生スキルアップ支援事業」の実施や、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか高校生就職面談会」を開催し、高校生から職業人への円滑な移行を支援します。
- 大学生等に対する就職支援等
 - ・ 就職を希望する者に対して、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか就職ガイダンス」を開催するほか、若者の仕事・就職をサポートする「ジョブカフェいわて」との連携を図ります。

- 女性に対する就業支援
 - ・ 女性は、結婚や出産等で離職や非正規雇用となる場合があるなど、安定した雇用が得にくいことから、特に職業的スキルを習得するための学習機会の充実を図ります。
(再掲)

- 職業的自立に向けての支援
 - ・ もりおか若者サポートステーションにおいて、ニート（若年無業者）を中心に一人ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。
 - ・ 就職に結びつけるため、若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度等、就労に関する制度の周知を図ります。
 - ・ 盛岡公共職業安定所との連携や企業への働きかけを実施します。

- 起業支援
 - ・ 「盛岡市産業支援センター」，「もりおか女性センター」，「盛岡市産学官連携研究センター」を活用し、市内で事業を営んだり起業しようとする若者を支援します。

【成果指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

| 成果指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (R6) | 方向 | 方法 |
|--|----|--------------|-------------|------------------|----|------|
| 朝食を毎日とっている小学5年生の割合 | % | 91.6 | 84.4 | 91.6 | → | 庁内調査 |
| 朝食を毎日とっている中学2年生の割合 | % | 91.0 | 83.8 | 91.0 | → | 庁内調査 |
| 小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング(SAQトレーニング)実施小学校数 | 校 | 21 | 42 | 42 [44] | → | 庁内調査 |
| 教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参加者数 | 人 | 2,784 | 2,498 | 2,600 [2,800] | → | 庁内調査 |
| 「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数 | 人 | 2,403 | 2,351 | 2,500 [2,500] | → | 庁内調査 |
| もりおか就職面談会参加人数 | 人 | 208 | 132 | 208 [208] | → | 庁内調査 |

※[]内の数値は当初計画の目標数値

【参考指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

| 参考指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (H36) | 方向 | 方法 |
|---------------------|----|--------------|-------------|-------------|----|----------|
| 消費者講座受講人数 | 人 | 9,041 | 4,372 | | → | 庁内調査 |
| 盛岡市ボランティア連絡協議会加盟団体数 | 団体 | 131 | 138 | | ↑ | 市社会福祉協議会 |
| 高校生ボランティアスクール参加者数 | 人 | 119 | 63 | | ↑ | 市社会福祉協議会 |

基本目標 2

困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

【基本施策】

(1) 困難な状況ごとの取組

子ども・若者が有する困難は多岐にわたり、その程度は一人ひとり異なっています。また、複合的な困難を有する場合、様々な分野が連携した支援が必要です。

行政機関や民間の支援団体など多分野にわたる社会資源を活用しながら、困難を有する子ども・若者に対する支援体制の確立を目指します。

※困難な状況とは

ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、高等学校中途退学、障がい（身体・知的・精神）、発達障がい、非行、犯罪、薬物乱用、犯罪被害、犯罪加害者の更生、いじめ、暴力（身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待、デートDV（交際相手からの暴力）、ストーカー、性暴力等）、貧困、ひとり親家庭、売春、買春、児童ポルノ、自傷行為、自殺念慮、自殺企図、摂食障害、望まない妊娠、家出など

《施策の方向性》

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

- 地域において支援するための取組
 - ・ 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、行政と民間支援団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を実施します。
 - ・ 困難を有する子ども・若者に対し、必要な相談、助言又は指導を行う包括的な支援システムにより支援を推進します。
 - ・ 困難を有する子ども・若者の支援に携わる人材の育成と資質の向上を図る研修を実施します。
 - ・ 社会性を育むため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。
 - ・ 地域における早期発見、早期支援を目指します。

- ニート等の若者への支援
 - ・ ニート（若年無業者）等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じて、行政と民間支援団体のネットワークを活用し、多様な就労支援メニューを提供する「もりおか若者サポートステーション」等で職業的自立支援を推進します。

- ひきこもりへの支援
 - ・ 町内会や民生委員・児童委員等，地域を知る方々の協力を得ながら早期発見に努め，早期支援につなげます。
 - ・ 市社会福祉協議会や市保健所・民間支援機関において相談・支援を行います。また，支援方法の検討や支援に関する情報を共有するため，岩手県ひきこもり支援センターと連携を図ります。

- 不登校の子ども・若者への支援
 - ・ 不登校の未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組や，関係機関等と連携した取組を促進します。
 - ・ 学校内外における相談体制の整備を進めます。
 - ・ 適応指導教室「ひろばモリーオ」において，心の安定を図り，社会的に自立する力を身につけられるよう，一人一人の状況に応じた支援を実施します。

- 心の問題への対応
 - ・ 専門機関等における相談の充実，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の充実を図るとともに，地域の人材を活用した支援を行います。

- 高等学校中途退学者等への支援
 - ・ 高等学校中途退学者等がニート（若年無業者）となることを防ぐため，もりおか若者サポートステーション，高等学校等と連携し，就学，職業訓練，就労等の支援を行います。

イ 障がい等のある子ども・若者への支援

- 障がい（身体，知的，精神）等のある子ども・若者への支援
 - ・ 盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき，障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を行い，適切な指導及び必要な支援を実施します。
 - ・ 障がいのある子ども・若者が，身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど，障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取り組みます。

- 発達障がいのある子ども・若者への支援
 - ・ 保健，医療，福祉，教育等の各種施策の連携により，幼児期，学齢期等において切れ目のない支援が行われるよう，在宅支援の充実，就学支援を含めた教育支援体制の整備等，一貫した総合的な取組を推進するとともに，児童発達支援センターや発達障害者支援センターとの連携を密にし，ワンストップの専門相談窓口の設置を目指して，支援体制の充実に努めます。
 - ・ 健康診査等を通じた早期発見に努めるほか，適切な相談・指導の実施を推進します。
 - ・ 発達が気になる段階からの支援や，学校等において，発達の段階に応じた適切な指導等を行います。
 - ・ 発達障がいについての啓発や情報提供等の充実に努めます。

- 障がい者に対する就労支援等
 - ・ 障がい者雇用の促進を図るため，就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を目指します。
 - ・ 学校において，産業界や労働関係機関との連携の下，就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を目指します。
 - ・ 障がい者が，企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図ります。

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- 非行防止，相談活動等
 - ・ 少年非行等の未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組，地域の人々と連携した多様な活動を行います。
 - ・ 様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言，支援等を行うため，学校や市少年センターの相談を活用するとともに，地域や学校，関係機関が連携しながら対応します。
 - ・ 非行や犯罪を防止するため，関係機関が連携して街頭巡回活動を行います。

- 薬物乱用防止
 - ・ 子ども・若者による薬物乱用の防止対策については，学校や市保健所等における薬物乱用防止教室の開催や啓発の強化など，薬物乱用防止に資する教育，広報啓発活動の一層の強化を図ります。
 - ・ 相談窓口の周知や関係機関の連携強化，地域における薬物等依存症対策の推進など，子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め，再乱用防止のための取組を推進します。

- 更生保護、自立・立ち直り支援
 - ・ 社会を明るくする運動等を通じて、更生保護に携わる保護司等と連携を取りながら、地域における支援を推進します。
 - ・ 罪を犯した少年が学校へ円滑に復帰できるよう、学校は保護司等と連携を取りながら、少年の立ち直りを支援します。
 - ・ 罪を犯した者であっても、地域で安心して暮らすことができるよう、就労先や居住先及び居場所を確保するなどの支援を行うシステムの構築を推進します。

- いじめ・暴力対策
 - ・ 「盛岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、学校毎に方針を策定し、組織的に対策を実施します。
 - ・ 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対し適切に対応し、再発防止を図るとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながるよう取組等を促進します。
 - ・ 少年相談、子ども教育相談等による相談を実施します。

エ 子どもの貧困問題への対応

- 経済的困難を抱える家庭等への支援
 - ・ すべての子ども・若者が経済的理由により希望する教育機会を断念することがないように、就学援助の促進等を図ります。
 - ・ 生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子どもや生活困窮世帯の子どもに対し学習支援等を行います。

- ひとり親家庭への支援
 - ・ 子育てと就業の両立のため、疾病その他の理由により日常生活などに支障がある家庭への家庭生活支援員の派遣などを行い、必要な介護および乳幼児の保育などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、児童扶養手当の受給者が自立した生活を送るための「母子・父子自立支援プログラム策定事業」等、ひとり親家庭を支援する事業を実施します。
 - ・ 関係機関と連携して、児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置し、ひとり親家庭の親に対する資格取得や就業に関する相談体制の充実を図るほか、就業に向けた講座を実施します。

- 世代を超えた貧困の連鎖の防止
 - ・ 貧困が世代を超えて継承されないことがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。子どもが、職業や将来の自立に向けた具体的なイメージを持つことができるよう、子ども未来基金により、市民・団体等の子育て支援の活動の活性化などを通じて、子どもと多様な大人との出会いの機会の創出を支援します。

オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

- 非行少年の立ち直り支援
 - ・ 関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした立ち直り支援を検討します。
- 外国人の子どもの教育の充実等
 - ・ 定住外国人の子どもが、円滑に公立学校等へ入学できるよう就学支援を行います。
- 性的少数者(LGBT等)への支援
 - ・ 性別・性的指向・性自認にかかわらず、誰もが尊重され人権侵害を受けることのない環境を構築するため、教育・研修の実施や、性の多様性についての関心と理解を深めるなど、偏見や差別等を解消するための施策を推進します。
 - ※LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉
- 10代の親への支援
 - ・ 10代で親になる者に対し、学業や就業の継続支援、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談など、支援を実施します。

【基本施策】

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

重大な社会問題となっている児童虐待やいじめ等の被害を防止するとともに、被害が発生した場合には、関係機関・団体等が連携して早急に状況を把握し、保護する措置を講ずることにより、子ども・若者の命を守ります。

《施策の方向性》

ア 児童虐待防止対策

- 相談体制の充実
 - ・ 子ども家庭総合支援センターにおいて、職員の支援技術の向上と職員体制の充実により、早期発見、早期対応、再発防止の対策の強化を図ります。また、児童虐待と密接な関連のある配偶者等からの暴力（DV）防止の取組と連携協力し、被害者の早期発見と支援を行います。
 - ・ 児童虐待の発生予防のため、地域における子育て支援や見守りを充実するとともに、子育てに関する親等への情報・学習機会の提供、相談体制の充実をはじめ、家庭へのきめ細やかな支援を行います。
 - ・ 相談、通報等を通じて、児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を促進し、盛岡市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。
- 保護者等を対象とする教育の充実
 - ・ 児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護するため、保護者等に対し児童虐待防止のための啓発に努めます。

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

※福祉を害する犯罪とは、「出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）」、「児童買春、児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）」などに関わる犯罪をいう。

- 相談体制の充実
 - ・ 福祉を害する犯罪に関する相談体制について、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を検討します。

- 予防啓発の実施
 - ・ 福祉を害する犯罪の被害を防止するため、社会全体に対し啓発を行います。
 - ・ あらゆる暴力の加害者にも被害者にもならないよう、子ども・若者に対し啓発を行います。
- 保護体制の充実
 - ・ 児童買春や性暴力被害を受けた子ども・若者を救済するため、関係機関と連携を図ります。
 - ・ 18歳以上の若者を、福祉を害する犯罪被害や命の危険から回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

ウ いじめ被害、自殺対策

- 相談体制の充実
 - ・ 学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。
 - ・ 自殺予防や心の健康づくりに関する啓発事業や関係機関と連携した相談の充実、ゲートキーパー機能やアウトリーチ（訪問支援）の充実等により、自殺を選択しないための支援体制の充実を図ります。
 - ※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいう。
 - ・ 18歳以上の若者を、いじめ被害や自殺等から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

エ 児童虐待、犯罪被害者対策

- 相談体制の充実
 - ・ 子ども家庭総合支援センターにおいて、児童虐待被害者は、検診、保育園、幼稚園、学校等あらゆる機会を通じて早期発見に努め、子どもと保護者に寄り添った継続的な相談・支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センター等の関連機関と相互に連携協力をしながら、被害者保護対策の強化を図ります。
 - ・ 犯罪被害者については、いわて被害者支援センター等と連携し、被害者の心の回復を図る、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した相談体制の構築を検討します。

○ 保護体制の充実

- ・ 18 歳以上の若者を，虐待や犯罪被害から命の危険を回避させるため，緊急保護，一時保護，自立に向け，行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

【成果指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

| 成果指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (R6) | 方向 | 方法 |
|--|----|--------------|-------------|----------------|----|------|
| 小学校における不登校の出現率(問題行動調査による) | % | 0.19 | 0.58 | 0.58 [0.19] | → | 庁内調査 |
| 中学校における不登校の出現率(問題行動調査による) | % | 1.99 | 3.33 | 3.33 [1.99] | → | 庁内調査 |
| 適応指導教室通級児童生徒の学校復帰率 | % | 41.2 | 51.2 | 55.0 [50.0] | ↗ | 庁内調査 |
| もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合 | % | — | 35.0 | 62.9 | ↗ | 庁内調査 |
| 補導件数 | 件 | 194 | 82 | 75 [150] | ↘ | 庁内調査 |
| 子ども・若者に関する相談回数(少年相談, 青少年相談) | 回 | 27 | 212 | 240 [100] | ↗ | 庁内調査 |

※[]内の数値は当初計画の目標数値

【参考指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

| 参考指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (H36) | 方向 | 方法 |
|---------------------------------------|----|--------------|-------------|-------------|----|------------|
| 個別に支援が必要な児童生徒への対応として学校に配置する職員数(小・中学校) | 人 | 70 | 81 | | → | 庁内調査 |
| 高等学校中途退学者数(岩手県) | 人 | — | 204 | | ↘ | 県調査 |
| 児童虐待相談受理件数(岩手県児童相談所) | 件 | 415 | 1,236 | | ↘ | 県調査 |
| 児童虐待相談受理件数(盛岡市分) | 件 | 178 | 411 | | ↘ | 県調査 |
| 年齢階級別自殺者数(～19歳) | 人 | 547 | 599 | | ↘ | 厚労省, 警察庁調査 |
| 年齢階級別自殺者数(20～29歳) | 人 | 2,801 | 2,152 | | ↘ | 厚労省, 警察庁調査 |

基本目標 3**子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】****【基本施策】****(1) 社会全体で支える環境の整備**

子ども・若者が健やかに成長できるように、家庭、地域、学校、行政、さらには企業など社会全体で育成支援と困難支援を行うための環境を整えます。

《施策の方向性》**ア 家庭、学校及び地域の連携強化**

○ 家庭教育の支援

- ・ 学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員等の地域の人材や、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。
- ・ 家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての市民の理解を促進します。

○ 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- ・ 「児童・生徒、家庭、学校、地域社会、行政の五者が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。
(再掲)

○ 教育・相談の体制や機能の充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相談体制の整備、充実を図ります。
- ・ 子ども教育相談等により、児童・生徒の不登校や学習の悩み、非行、しつけなどの相談に対応します。

イ 多様な主体による取組の推進

○ 相談体制の充実

- ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構築を目指します。(再掲)
- ・ 関係機関への紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行うことができる相談体制の構築を目指します。

- 民間団体等の育成支援の取組の促進
 - ・ 民間団体，有識者，行政機関等と連携・協力して，子ども・若者の育成支援に取り組む機運の醸成等に努めます。
- 多様な主体によるネットワークの構築
 - ・ 多様な主体による取組を支援するとともに，行政機関と民間支援団体のネットワークを構築し，情報や意見の交換，その他の必要な連携を図るための機会を設けます。

ウ 地域における多様な担い手の育成

- 青少年リーダー等の育成
 - ・ 青少年関係団体等において，社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。
 - ・ 体験活動指導者等の養成・研修を推進します。
- 民間協力者の確保
 - ・ 子ども・若者支援にあたっている民間協力者について，幅広い世代・分野からの人材の確保に努めます。
 - ・ 職業的自立を目指す子ども・若者が就労しやすいよう，企業や個人事業主等との連携を推進します。
- 同世代による相談・支援
 - ・ 同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアによる，相談・支援を充実させます。
 - ・ 非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を支援します。
- 子ども・若者自身のネットワークの形成支援
 - ・ 子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等，子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のため，情報提供等の支援を行います。

エ 子育て支援等の充実

- 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組
 - ・ 「第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，子育て家庭等への支援，待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備，地域における子育て支援等の施策を推進します。

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

○ 有害環境等への対応

- ・ 新聞やテレビ，インターネット等のメディアを通じて取得した情報を，主体的に判断することができる能力を身に付け，情報が与える影響について理解し，情報化社会で適切に行動するメディアリテラシーに関する教育を推進します。

※メディアリテラシーとは，放送番組やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力や，メディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。

- ・ いわゆる「青少年インターネット環境整備法」に基づき，青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動，フィルタリングの利用普及を推進します。
- ・ スマートフォン等の情報機器の利用に係る市内統一ルール「5か条のスマホルール」を保護者に対して周知し，親子のルールづくり等，家庭における取組を支援します。また，就学前の子どもを持つ親等を対象とした，乳幼児期における子どもへのスマートフォン等の影響に関する講座の開催などについて検討します。

※「5か条のスマホルール」とは，市で策定したスマートフォンやインターネット等の利用ルールのこと。

- 1 夜9時を過ぎたらSNSやインターネット，ゲーム等を利用しない
- 2 他の人を傷つける使い方をしない。
- 3 個人情報を安易に書き込まない。
- 4 必ずフィルタリングを設定する。
- 5 困ったことが起きたらすぐに大人に相談する。

- ・ 児童・生徒，その保護者を対象に出前講座を行い，インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に潜む危険を周知するとともに，携帯電話やスマホを持たせる前のルールづくりなど家庭での取組の重要性について理解を深めてもらい，犯罪やトラブルを未然に防ぐことができるよう努めます。

※SNSとは，インターネットを介して人間関係を構築できるパソコンやスマートフォン用のサービスの総称。

- ・ 携帯電話の利用実態の把握，学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化，社会全体で見守る体制づくりを推進します。
- ・ 出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用に起因する子ども・若者の被害を予防する取組を推進します。
- ・ 酒類やたばこの販売時における年齢確認の強化・徹底を要請するなど，関係業界への働きかけを行います。

【基本施策】

(2) 大人社会のあり方の見直し

子ども・若者は、ともに生きるパートナーであるという認識を持つとともに、仕事と家庭の調和を図るなど、これまで当然のこととして受け入れられてきた社会の仕組みの見直しを行う必要があります。

《施策の方向性》

ア ワーク・ライフ・バランスの実現

○ 就労環境の改善

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現して、家族や地域の中で充実した時間を持つことができるよう意識の浸透を図るとともに、就労環境を改善するため、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなどの具体的な取組を進めます。

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」となる。

イ 人権意識の向上

○ 命を大切にす活動の推進

- ・ 中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合う機会となるような体験学習を推進します。
- ・ 性別・性的指向・性自認にかかわらず、誰もが尊重され人権侵害を受けることのない環境を構築するため、教育・研修の実施や、性の多様性についての関心と理解を深めるなど、偏見や差別等を解消するための施策を推進します。

○ 児童虐待等を行った保護者への対応

- ・ 家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、子ども家庭総合支援センター、地区担当保健師や民生・児童委員等により、見守りと支援を強化します。
- ・ 保護者に対し、虐待に陥らないよう、未然防止の啓発に努めます。

○ 家族や地域の大切さについての理解促進

- ・ 「いわて家庭の日（毎月第3日曜日）」における啓発を通じて、家族や地域の大切さについての理解を促進します。

【成果指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

| 成果指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (R6) | 方向 | 方法 |
|---------------------------------------|----|--------------|-------------|--------------|----|------|
| もりおかユースネット ^(※1) 登録数 | 件 | - | 25 | 30 [30] | ↑ | 庁内調査 |
| インターネット、携帯電話等に関する啓発回数（出前講座回数、DVD貸出件数） | 回 | 4 | 6 | 12 [12] | ↑ | 庁内調査 |
| 人権出前講座受講人数 | 人 | 886 | 1,053 | 900 [900] | → | 庁内調査 |
| 保育所の待機児童数 | 人 | 40 | 0 | 0 [0] | ↓ | 庁内調査 |
| 赤ちゃんの駅DAKKO ^(※2) の設置施設数 | 箇所 | 70 | 84 | 90 [70] | ↑ | 庁内調査 |

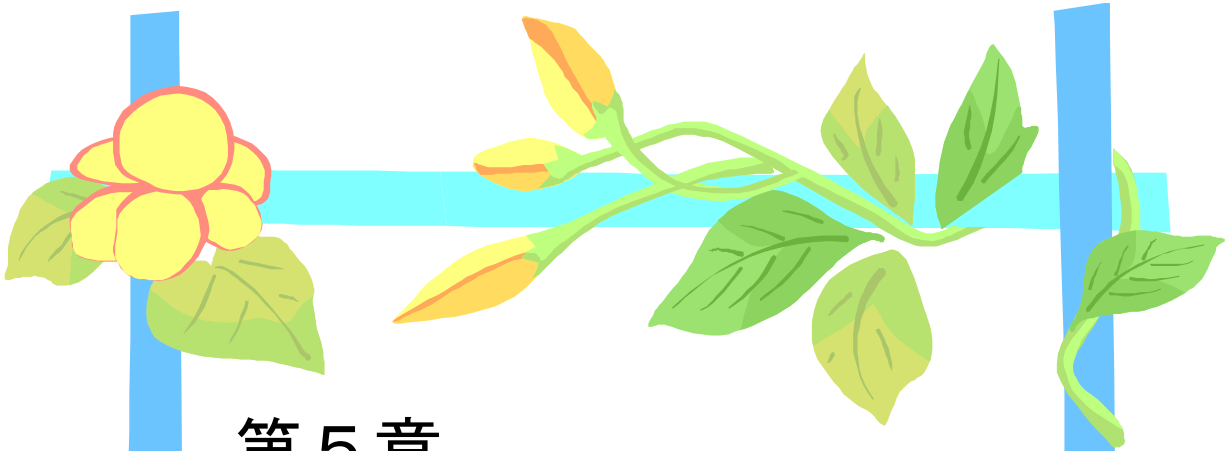
(※1) もりおかユースネットとは、市内で、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしている団体（法人及び任意団体）が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有を行うネットワークである。

(※2) 乳幼児を連れた保護者が、授乳やオムツ替えのために利用できる公共施設や店舗等を、「赤ちゃんの駅DAKKO」として市が指定している。

※[]内の数値は当初計画の目標数値

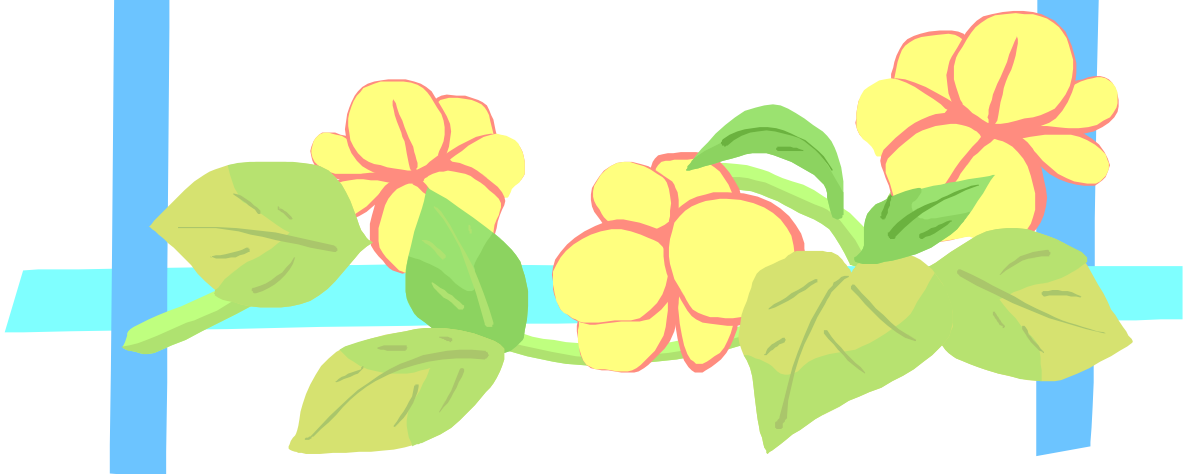
【参考指標】 市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

| 参考指標 | 単位 | 当初値 (H25) | 現状 (H30) | 目標 (H36) | 方向 | 方法 |
|--------------------------------|----|--------------|-------------|-------------|----|---------|
| 有害図書設置箇所 | 箇所 | 3 | 2 | / | ↓ | 県調査 |
| 育児休業取得率（母親）国統計 | % | 83 | 82.2 | / | ↑ | 厚生労働省調査 |
| 育児休業取得率（父親）国統計 | % | 2 | 6.16 | / | ↑ | 厚生労働省調査 |
| 県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（母親）県統計 | % | - | 84.3 | / | ↑ | 県調査 |
| 県内企業・事業所行動調査における育児休業取得率（父親）県統計 | % | - | 2.7 | / | ↑ | 県調査 |



第5章 計画の推進に向けて

| | | |
|-----|---------|----|
| 第1節 | 計画の推進体制 | 45 |
| 第2節 | 計画の進行管理 | 45 |



第1節 計画の推進体制

この計画に掲げる施策は、事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

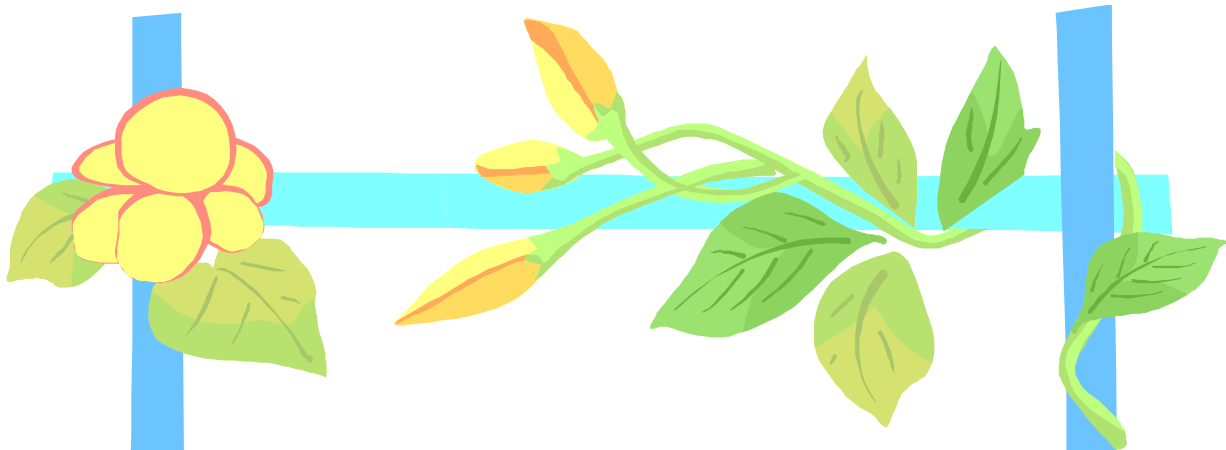
また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の子ども・若者の育成支援に関わる民間団体やボランティアなど、多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

この計画は、「盛岡市青少年問題協議会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

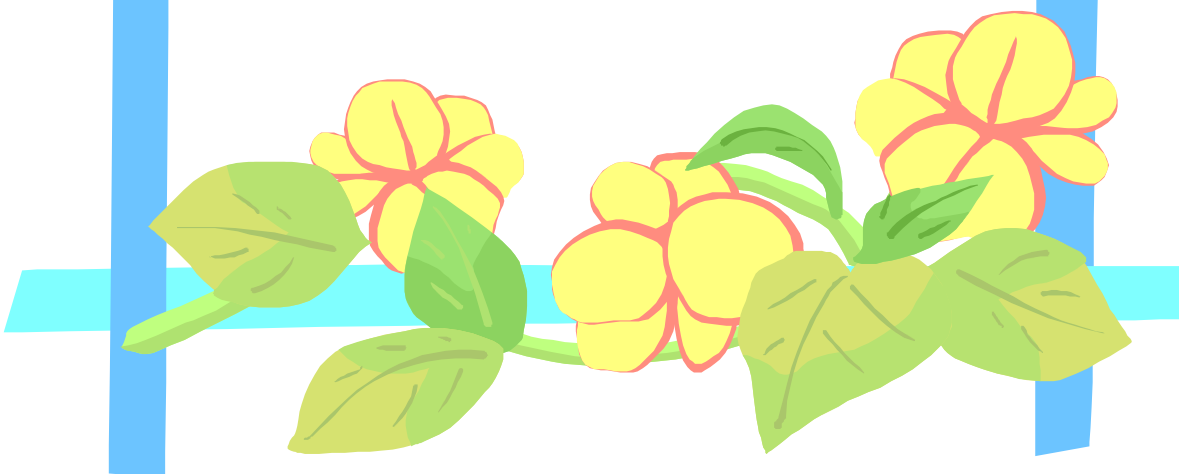
計画推進にあたっては、盛岡市青少年問題協議会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して盛岡市青少年問題協議会に報告するとともに、市民に公表します。



巻末資料

- 資料1 盛岡市子ども・若者育成支援計画
策定の経過・・・47
- 資料2 盛岡市青少年問題協議会設置条例・・・48
- 資料3 盛岡市青少年問題協議会委員名簿・・・51



資料 1 盛岡市子ども・若者育成支援計画策定の経過

| | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 平成26年 | 2月 | 14日 | 平成25年度第2回盛岡市青少年問題協議会 ・市町村子ども・若者育成支援計画の位置付けについて |
| | 8月 | 5日 | 平成26年度第1回盛岡市青少年問題協議会 ・新盛岡市青少年健全育成計画の取り組み状況について ・盛岡市子ども・若者育成支援計画の骨子案について |
| | 11月 | 7日 | 平成26年度第2回盛岡市青少年問題協議会 ・盛岡市子ども・若者育成支援計画の素案について |
| | 11月 | 10日 | 政策形成推進会議 |
| | 11月 | 13日 | 市議会総務常任委員会 |
| | 11月 | 19日 | 青少年行政推進連絡会議（子ども・若者行政推進連絡会議に改編） |
| 平成27年 | 1月 | 22日 | 平成26年度第3回盛岡市青少年問題協議会 ・盛岡市子ども・若者育成支援計画（案）について |
| | 1月 | 26日 | 政策形成推進会議 |
| | 2月 | 2日 | 庁議 |
| | 2月 | 16日 | 市議会全員協議会 |
| | 2月 | 17日 | パブリックコメント |
| | ～3月 | 10日 | |
| | 3月 | | 市長決裁 |

【中間見直しの策定経過】

| | | | |
|------|-----|-----|--|
| 令和元年 | 10月 | 18日 | 関係団体へのアンケート実施 |
| | ～ | 11月 | |
| | 12月 | 26日 | 令和年度第1回盛岡市青少年問題協議会 ・盛岡市子ども・若者育成支援計画に係る事業の取組状況について ・盛岡市子ども・若者育成支援計画の中間見直しについて |
| 令和2年 | 2月 | 10日 | 市議会教育福祉常任委員会 パブリック・コメントの実施 |
| | 2月 | 14日 | |
| | ～ | 3月 | |
| | 3月 | | 市長決裁 |

資料2 盛岡市青少年問題協議会設置条例

○盛岡市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月30日条例第14号

改正

昭和36年6月21日条例第32号

昭和41年12月26日条例第35号

昭和63年3月23日条例第4号

平成4年3月24日条例第7号

平成9年3月4日条例第2号

平成11年6月29日条例第31号

平成12年12月26日条例第43号

平成17年3月1日条例第2号

平成17年12月26日条例第35号

平成26年3月26日条例第3号

盛岡市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、盛岡市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 委員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、玉山村の編入の日から平成19年10月31日までの間、33人以内とする。

附 則 (昭和36年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第4号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日に学識経験者のうちから委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、昭和64年10月31日までとする。

附 則 (平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第35号)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成19年10月31日までの間に委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成26年条例第3号)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第 2 条第 1 項の規定により盛岡市青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、同条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 31 日までとする。

資料3 盛岡市青少年問題協議会委員名簿

| | 氏 名 | 所属団体等・役職名 |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 会 長 | 田代 高章 | 岩手大学教育学部 教授 |
| 副会長 | 小原 満子 | 盛岡市子ども会育成会連絡協議会 常任理事 |
| 委 員 | 伊勢 志穂 | 盛岡市議会議員 |
| 委 員 | 桜庭 英樹 | 盛岡地方法務局人権擁護課 課長 |
| 委 員 | 高井 知行 | 岩手県環境生活部若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課 課長 |
| 委 員 | 蛭田 嘉男 | 岩手県福祉総合相談センター児童女性部 部長 |
| 委 員 | 山田 剛 | 盛岡東警察署 署長 |
| 委 員 | 阿部 裕一 | 盛岡西警察署 署長 |
| 委 員 | 五十嵐 のぶ代 | 盛岡市教育委員会 教育委員 |
| 委 員 | 大久保 牧子 | 岩手県立大学看護学部 講師 |
| 委 員 | 及川 求 | 盛岡地域高等学校生徒指導連絡協議会 会長（盛岡スコーレ高等学校 校長） |
| 委 員 | 坂下 孝 | 盛岡市中学校長会 総務会計（米内中学校 校長） |
| 委 員 | 佐々木 由紀子 | 盛岡市小学校長会 生徒指導部長（都南東小学校 校長） |
| 委 員 | 渡辺 金一 | 盛岡市PTA連合会 理事 |
| 委 員 | 舘山 明美 | 盛岡市立幼稚園PTA連絡協議会 会長 |
| 委 員 | 平井 興太郎 | 盛岡市町内会連合会 会長 |
| 委 員 | 中村 直紀 | 盛岡市玉山地域振興会議 委員 |
| 委 員 | 千田 征子 | 玉山地域自治会連絡協議会 会員 |
| 委 員 | 鎌田 まき子 | 盛岡市防犯協会 副会長 |
| 委 員 | 鷹觜 徹 | 盛岡市スポーツ協会 専務理事 |
| 委 員 | 石塚 庸子 | 盛岡商工会議所女性会 副会長 |
| 委 員 | 加藤 源広 | もりおか若者サポートステーション 所長 |
| 委 員 | 高橋 寿美子 | 公募委員 |
| 委 員 | 尾張 紫 | 公募委員 |

盛岡市子ども・若者育成支援計画

令和2年3月

発行：盛岡市子ども未来部子ども青少年課

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号

TEL019-613-8356